離島等供給約款変更届出書

2023年3月9日 中国電力ネットワーク株式会社

離島等供給約款変更届出書

企託サ第65号 2023年3月9日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

広島市中区小町4番33号 中国電力ネットワーク株式会社 代表取締役社長 松岡 秀夫

電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり離島等供給約款を変更したいので 届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙 離島等供給約款のとおりであります。
実 施 期 日	2023年4月1日

離島等供給約款〔低圧用〕

2023年4月1日実施

中国電力ネットワーク株式会社

離島等供給約款〔低圧用〕

目次

1	邢心只 」	ı
1	適用 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
2	離島等供給約款の届出および変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	定義 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
4	単位および端数処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	実施細目 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
П	契約の申込み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	需給契約の申込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	需給契約の成立および契約期間······	
8	需要場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
9	需給契約の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
10	供給の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
11	供給の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
12		
13	需給契約書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
Ш	契約種別および料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
14	契約種別 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8
15	· ·	
16		
17		
18	ファミリータイム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
19	電灯ピークシフトプラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
20	臨時電灯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
21	公衆街路灯 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	32

2	2	低圧高負荷契約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
23	3	低圧電力 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	39
2	4	臨時電力 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13
2	5	農事用電力 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	15
2	6	低圧季節別時間帯別電力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
2	7	深夜電力 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	52
28	8	第 2 深夜電力 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	56
2	9	融雪用電力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
IV	料	金の算定および支払い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
3	0	料金の適用開始の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
3	1	検針日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
3	2	料金の算定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
33	3	計量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
34	4	使用電力量の算定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
3	5	料金の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
3	6	日割計算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	35
3'	7	料金の支払義務および支払期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
3	8	料金その他の支払方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
3	9	延滞利息 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	39
4	0	保証金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
V	使	可用および供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・· 7	71
4	1	適正契約の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	71
4	2	力率の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	71
43	3	需要場所への立入りによる業務の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
4	4	電気の使用にともなうお客さまの協力・・・・・・・・・・・・ 7	72
4	5	供給の停止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	73
4	6	供給停止の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	74
4'	7	供給停止期間中の料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74

48	違約金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
49	供給の中止または使用の制限もしくは中止・・・・・・・・・・・・74
50	制限または中止の料金割引・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
51	損害賠償の免責・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
52	設備の賠償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
VI	契約の変更および終了・・・・・・・・・・・ 77
53	需給契約の変更・・・・・・・・・・・・ 77
54	名義の変更・・・・・・・・・・・・・ 77
55	需給契約の廃止・・・・・・・・・・・・ 77
56	需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算・78
57	解約等
58	需給契約消滅後の債権債務関係・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
VII 付	共給方法、工事および工事費の負担 · · · · · · · · · 81
59	供給方法、工事および施設・・・・・・・・・・・・・・・・・81
60	工事費負担金等の申受けおよび精算・・・・・・・・・・・・・・・ 81
61	工事費負担金等に関する契約書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・82
VIII 作	呆安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・83
62	保安の責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・83
63	調査・・・・・・・・・・・・・・・・・83
64	調査に対するお客さまの協力 ・・・・・・・・・・・ 83
65	保安に対するお客さまの協力 ・・・・・・・・・・・・ 83
66	検査または工事の受託・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
67	自家用電気工作物 · · · · · · · · · 84

附則	• • •	• •	• • •	•	••	••	• •	•	••	• •	•	••	•	• •	•	•	• •	•	••	•	••	•	• •	•	••	• •	• •	• •	•	••	• •	•	• •	• •	•	••	•	••	•	• •	•	• •	••	•	85	
別表	• • •	• •	• • •	•		••	••	•	••		•	••	•		•	•		•			••	•		•	••	• •			•	••	• •	•	• •		•	••	•	••	•		•				97	,

I 総則

1 適用

- (1) 当社が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要(当社以外の者から電気の供給を 受けている需要を除きます。)に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給 条件は、この離島等供給約款〔低圧用〕(以下「この離島約款」といいます。) によ ります。
- (2) この離島約款は、次の離島に適用いたします。

島根県:島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島

山口県:見島

2 離島等供給約款の届出および変更

- (1) この離島約款は、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕によります。

3 定義

次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 高圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(3) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電

気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用 を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ 断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(10) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(11) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(12) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(13) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネ

ルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で 四捨五入いたします。
- (3) 契約電力(深夜電力Aの場合の契約電力を除きます。)の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力、農事用電力A、農事用電力Bまたは低圧季節別時間帯別電力については、23(低圧電力)(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。また、農事用電力Cまたは融雪用電力で契約負荷設備の総入力が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨 五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたしま す。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いた します。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は、この離島約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款 を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしてい ただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを 受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいい、当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者〔以下「当該配電事業者」といいます。〕の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお、当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。)、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池(以下「発電設備等」といいます。)、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を 承諾するものといたします。
 - イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。
 - ロ お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、当社が、需給契約 の締結に必要な事項のうち、当該配電事業者が接続供給のために必要とする事項 について、当該配電事業者に提供すること。
 - ハ お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、当該配電事業者が、 接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。
- (3) 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要す ることがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備

の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
 - ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、 契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
 - ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじ め定めた契約使用期間(契約上電気を使用できる期間をいいます。)の満了の日までといたします。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによります。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

(1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別と これ以外の1契約種別((2)の場合は、2契約種別といたします。)とをあわせて契約 する場合

臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力、深夜電力のうちの1契約種別、第2深夜電力、融雪用電力

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯、従量電灯の

うちの1契約種別、時間帯別電灯、ファミリータイムのうちの1契約種別または電灯 ピークシフトプランと低圧電力または低圧季節別時間帯別電力とをあわせて契約す る場合

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のう え需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を 供給いたします。
- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、料金およびこの離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。)の支払状況(既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金または料金以外の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするとき は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別								
	定額電灯								
	分型電灯	A							
	()	В							
	時間帯別電灯								
	ファミリータイム	プラン I							
電	77 7 14	プランⅡ							
電 灯 需 要	電灯ピークシフトプラン								
要		A							
	臨時電灯	В							
		С							
		A							
	公衆街路灯	В							
		С							
電灯電力併用需要	低圧高負荷契約								
	低圧電力								
	臨時電力	1							
		A							
#	農事用電力	В							
電 力		С							
電力需要	低圧季節別時間帯別電力								
	深夜電力	A							
	体仪电刀	В							
	第2深夜電力								
	融雪用電力								

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量(入力といたします。なお、 出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託 送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。)が400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	104円50銭
--------	---------

口 電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	72円07銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	121円09銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	221円23銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	320円33銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	519円55銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	260円36銭

- (ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、 出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するもの といたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	244円78銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	404円86銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまで ごとに	202円98銭

16 従量電灯

(1) 従量電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
- (ハ) 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ハ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流 単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上 やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式 標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に 応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネル

ギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	542円07銭
	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	21円46銭
電力量料金	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	28円14銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円26銭

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力 との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、契約負荷設備の総容量の算定(託送約款等に定めるところによります。)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、契約容量および契約電力の算定方法(託送約款等に定める方法といたします。)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課

金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	431円90銭
-------------------	---------

(口) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円77銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円86銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円73銭

17 時間帯別電灯

(1) 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し、(4)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行 が可能な需要に適用いたします。

なお、「昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式

および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備 の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボ ルトとすることがあります。

(3) 契約容量

イ 契約容量は、原則として従量電灯Bに準じて定めます。ただし、お客さまと当社 との協議により、最大需要容量が16(従量電灯)(1)イ(イ)に該当する場合には その最大需要容量にもとづき契約容量を定めます。

なお、最大需要容量は、従量電灯Aに準じてえた値といたします。

- ロ 別表6(夜間蓄熱式機器)に定める小型機器(以下「夜間蓄熱式機器」といいます。)を使用される場合は、イにかかわらず、契約容量は、原則として、次の(イ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。
 - (イ) によってえた値+ (口) によってえた値 $\times 0.1$
- (イ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として従量電 灯Bの契約容量決定方法に準じてえた値

ただし、夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が16(従量電灯)(1)イ(イ)に 該当する場合にはその最大需要容量にもとづきイに準じて定めます。

(ロ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量(入力)

(4) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後11時までの時間をいいます。

口 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃

料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)のといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,482円30銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	464円30銭

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	38円31銭
90キロワット時をこえ220キロワット時までの1キロワット時につき	43円91銭
220キロワット時をこえる1キロワット時につき	44円95銭

(口) 夜間時間

1キロワット時につき	30円40銭
------------	--------

ハ 最低月額料金

イおよび口によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	612円70銭
--------	---------

(6) その他

- イ 当社は、36(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。 ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分および最低月額料金の日割計 算は、別表5(日割計算の基本算式)によるものといたします。
- ロ 当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

18 ファミリータイム

(1) ファミリータイム [プラン I]

イ 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- (イ) 夜間蓄熱式機器または別表7(オフピーク蓄熱式電気温水器)に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器(以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。)を使用し、かつ、夜間蓄熱式機器の総容量(入力)またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量(入力)が1キロボルトアンペア以上であること。
- (ロ) 二に定めるデイタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。 なお、「デイタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷 の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要 をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みませ

ん。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、時間帯別電灯に準じて定めます。

二 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) デイタイム

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。

(ロ) ファミリータイム

毎日午前8時から午前10時までの時間および毎日午後5時から午後11時までの時間をいいます。

(ハ) ナイトタイム

デイタイムおよびファミリータイム以外の時間をいいます。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)エによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)エによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)

(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,472円30銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	464円30銭

(口) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a デイタイム

デイタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に 使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	47円48銭	42円67銭

b ファミリータイム

1キロワット時につき	42円43銭
------------	--------

c ナイトタイム

1キロワット時につき	30円40銭
------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エ

1契約につき 612円70銭

へ 電化住宅割引

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要(以下「電化需要」といいます。)の料金は、ホ(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金の合計から(イ)によって算定された電化住宅割引額を差し引いたものに、別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。ただし、上記により算定された金額から別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いてえた金額がホ(ハ)の最低月額料金を下回る場合の料金は、ホ(ハ)の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖房設備等 に要する熱源をいいます。

(イ) 電化住宅割引額

電化住宅割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(ロ)に定める電化住宅割引上限額を上回る場合の電化住宅割引額は、(ロ)に定める電化住宅割引上限額といたします。

電化住宅割引額=割引対象額×8パーセント

なお、この場合、割引対象額とは、ホ(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

(口) 電化住宅割引上限額

1契約につき	3,300円00銭
--------	-----------

(ハ) 電化住宅割引にかかわる取扱い

- a 電化需要
- (a) 当社は、電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客さま

から電気機器に関する資料を提出していただきます。

(b) 厨房設備、冷暖房設備等の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは 取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、電気機器の変更などにより、電化需要に該当しなくなったお客さまが、引き続き変更前の電化住宅割引の適用を受け料金の一部の支払いを 免れた場合は、48(違約金)に準じ、違約金を申し受けます。

- b 電化住宅割引額
- (a) 電化住宅割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が電化需要である ことを確認した日以降の料金について適用いたします。
- (b) 電化住宅割引の適用を開始し、もしくは終了する場合、または35(料金の算定)(1)口に該当する場合は、36(日割計算)に準じて日割計算をいたします。この場合、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

トその他

- (イ) 当社は、36(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。 ただし、最低月額料金および電化住宅割引上限額の日割計算は、別表5(日割計 算の基本算式)によるものといたします。
- (ロ) 当社または当該配電事業者が取り付けるナイトタイム以外の電気の供給を しゃ断する装置は、託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたしま す。
- (ハ) お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、 45 (供給の停止) (4)ハに該当するものといたします。
- (二) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずる ものといたします。
- (2) ファミリータイム「プランⅡ〕

イ 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

(イ) 夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し、かつ、夜間蓄

熱式機器の総容量(入力)またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量(入力)が1キロボルトアンペア以上であること。

(ロ) 二に定めるデイタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。 なお、「デイタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷 の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要 をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みませ ん。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、時間帯別電灯に準じて定めます。

二 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) デイタイム

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。

(ロ) ファミリータイム

毎日午前8時から午前10時までの時間および毎日午後5時から午後11時までの時間をいいます。

(ハ) ナイトタイム

デイタイムおよびファミリータイム以外の時間をいいます。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによっ

て算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1) こによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,482円30銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	464円30銭

(口) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a デイタイム

デイタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に 使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	50円81銭	45円68銭

b ファミリータイム

1キロワット時につき	30円40銭

(ハ) 最低月額料金

(イ) および(ロ) によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	612円70銭
-50/31-	0.213.634

へ 電化住宅割引

電化需要の料金は、ホ(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金の合計から(イ)によって算定された電化住宅割引額を差し引いたものに、別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。ただし、上記により算定された金額から別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いてえた金額がホ(ハ)の最低月額料金を下回る場合の料金は、ホ(ハ)の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖房設備等 に要する熱源をいいます。

(イ) 電化住宅割引額

電化住宅割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(ロ)に定める電化住宅割引上限額を上回る場合の電化住宅割引額は、(ロ)に定める電化住宅割引上限額といたします。

電化住宅割引額=割引対象額×8パーセント

なお、この場合、割引対象額とは、ホ(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

1契約につき 3,300円00銭

- (ハ) 電化住宅割引にかかわる取扱い
 - a 電化需要
 - (a) 当社は、電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。
 - (b) 厨房設備、冷暖房設備等の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは 取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、電気機器の変更などにより、電化需要に該当しなくなったお客さまが、引き続き変更前の電化住宅割引の適用を受け料金の一部の支払いを 免れた場合は、48(違約金)に準じ、違約金を申し受けます。

- b 電化住宅割引額
- (a) 電化住宅割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が電化需要である ことを確認した日以降の料金について適用いたします。
- (b) 電化住宅割引の適用を開始し、もしくは終了する場合、または35(料金の算定)(1)口に該当する場合は、36(日割計算)に準じて日割計算をいたします。この場合、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

トその他

- (イ) 当社は、36(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。 ただし、最低月額料金および電化住宅割引上限額の日割計算は、別表5(日割計 算の基本算式)によるものといたします。
- (ロ) 当社または当該配電事業者が取り付けるナイトタイム以外の電気の供給を しゃ断する装置は、託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたしま す。
- (ハ) お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、 45 (供給の停止) (4)ハに該当するものといたします。

(二) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずる ものといたします。

19 電灯ピークシフトプラン

(1) 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し、(4)に定めるピーク時間以外の時間帯への負荷移 行が可能な需要に適用いたします。

なお、「ピーク時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、 街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、時間帯別電灯に準じて定めます。

(4) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。

ロ オフピーク時間

毎日午前8時から午後11時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

ハ 夜間時間

ピーク時間およびオフピーク時間以外の時間をいいます。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)のによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)のによって算定された離島コニバーサルサービス調整)(1)のによって算定された離島コニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,482円30銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	464円30銭

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	57円19銭
------------	--------

(ロ) オフピーク時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	37円35銭
90キロワット時をこえ220キロワット時までの1キロワット時につき	42円93銭
220キロワット時をこえる1キロワット時につき	44円95銭

(ハ) 夜間時間

1キロワット時につき	30円40銭
------------	--------

ハ 最低月額料金

イおよび口によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	612円70銭
--------	---------

(6) その他

- イ 当社は、36(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。 ただし、オフピーク時間における料金適用上の電力量区分および最低月額料金の 日割計算は、別表5(日割計算の基本算式)によるものといたします。
- ロ 当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

20 臨時電灯

(1) 臨時電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量(入

力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに 負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。)が3キロボルトア ンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復 使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流 単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上 やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式 標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ料金

料金は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。)によって、1日につき次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8円31銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの場合	16円58銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	16円58銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトア ンペアまでの場合	165円80銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトア ンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	165円80銭

ニ その他

- (イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約 使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未 満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずる ものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれに も該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用す る需要には適用いたしません。

- (イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。

口料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネル ギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整)(1)イに よって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調 整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	705円81銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	33円27銭

ハその他

- (イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約 使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未 満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ず るものといたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満で あるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要 には適用いたしません。

口料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使

用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき 512円71銭

(口) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき 29円38銭

ハ その他

- (イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約 使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未 満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずる ものといたします。

21 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器(以下「公衆街路灯」といいます。)を使用する需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。)が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

口料金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の

合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	99円00銭
--------	--------

(口) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	66円57銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	114円49銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	209円13銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	302円73銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	492円05銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	246円06銭

- b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量 (入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入 力換算容量によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき 1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、 出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算する ものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットと みなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、 出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するも のといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	229円38銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	381円76銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまで ごとに	190円88銭

ハ その他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずる ものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

口料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネル ギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整)(1)イに よって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調 整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	510円17銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	20円18銭

ハその他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ず るものといたします。

(3) 公衆街路灯C

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

口 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。)といたします。

ハ料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき

393円40銭

(口) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき

17円86銭

ニ その他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Cを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずる ものといたします。

22 低圧高負荷契約

(1) 適用範囲

イ 次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。
- (ロ) (4)に定める契約電力が30キロワット以上であり、かつ、50キロワット未満 であること。

ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または 当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上また は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約電力が50キロワット以 上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配 電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することが あります。 なお、(4)イの電灯もしくは小型機器の基準電力または(4)口の動力の基準電力 が、50キロワット以上となる場合は、この契約種別を適用いたしません。

ロ この契約種別から従量電灯、時間帯別電灯、ファミリータイムまたは電灯ピー クシフトプランおよび低圧電力または低圧季節別時間帯別電力に契約種別を変更 された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この契約種別を適 用いたしません。

(2) 供給の単位

当社は、11(供給の単位)にかかわらず、原則として、1需給契約につき、2供給電気方式、2引込みおよび2計量をもって電気を供給いたします。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトならびに交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(4) 契約電力

契約電力は、次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合 計といたします。

イ 電灯または小型機器の基準電力

電灯または小型機器の基準電力は、時間帯別電灯に準じて定めます。この場合、 1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

ロ動力の基準電力

動力の基準電力は、低圧電力の契約電力決定方法に準じて定めます。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費 調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)のによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用 しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,556円53銭
---------------	-----------

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	30円97銭	29円64銭

ハ 力率割引および割増し

電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力によって別表4 (加重平均力率の算定)(2)ハによりえた値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電灯または小型機器の力率および動力の力率は、別表4 (加重平均力率の算定)(2)イまたは口により算定いたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなしま

す。

(6) 契約期間

契約期間は、7(需給契約の成立および契約期間)(2)にかかわらず、次によります。

- イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以 降1年目の日までといたします。
- ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、 契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- ハ 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯、時間帯別電灯、ファミリータ イムまたは電灯ピークシフトプランおよび低圧電力または低圧季節別時間帯別電 力に契約種別を変更することはできません。

(7) その他

- イ 36 (日割計算) に定める事項については、低圧電力に準ずるものといたします。
- ロ この契約種別の適用を受けるお客さまは、定額電灯、従量電灯、時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、低圧電力または低圧季節別時間帯 別電力をあわせて契約することはできません。
- ハ 当社または当該配電事業者が取り付ける毎日午後11時から翌日午前8時まで以外の時間または毎日午前1時から午前6時まで以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- 二 お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、従量電灯および低圧電力として、56(需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算)に準じて料金および工事費の精算を行ないます。
- ホ その他の事項については、従量電灯Bまたは低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。

23 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。)についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は契約容量および契約電力の算定方法に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

	最初の2台の入力につき	100パーセント
最大の入力のものから	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、 契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、契約容量お よび契約電力の算定方法により算定された値といたします。この場合、契約主開 閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロ

ワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,203円40銭

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円61銭	14円32銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表4 (加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合 ((4)口により契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、進相用コンデンサ取付容量基準(託送約款等に定めるところによります。)の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この 場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

24 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロ ワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使 用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進 賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とい たします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロ ワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1 (再生可能エネル ギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課 金の合計を適用いたします。また、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定され た平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)イに よって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき

211円08銭

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別

表2 (燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、 別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回 る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を加えた ものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき23(低圧電力)(5)イの該当料金の20パーセントを 割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の 基本料金は、23(低圧電力)(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増し したものを適用いたします。

(口) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用 された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金 をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円57銭	17円09銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) その他

- イ 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。
- ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使 用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満と なるときは、臨時電力を適用いたします。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

25 農事用電力

(1) 農事用電力A(かんがい排水需要)

イ 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として 50キロワット未満であるものに適用いたします。

口 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

ハ料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金(電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。)を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき

862円40銭

(口) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用 された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金 をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	11円42銭	10円49銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

ニ その他

- (イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約 使用期間を変更いたします。
- (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社または当該配電事業者は、 引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずる ものといたします。

(2) 農事用電力B(脱穀調整需要)

イ 適用範囲

農事用の脱穀調整のために動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

口料金

契約電力が、5キロワット以下の場合は定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

料金は、1年につき次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニに

よって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料 費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1 年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、 最低保証料金(最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の 契約電力の最大値によって算定いたします。)を下回らないものといたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1キロワット	2キロワッ ト	3キロワッ ト	4キロワッ ト	5キロワッ ト
最初の30日 まで	3,801円 55銭		8,995円 11銭			
30日をこえ る1日につき	37円 32銭	-	125円 60銭	191円 64銭	265円 22銭	

(ロ) 従量制供給の場合

料金は、23(低圧電力)(5)イおよび口によって算定された金額(電気を使用する場合のものといたします。)の10パーセントを割増ししたものならびに別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金(基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。)を下回らないものといたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用

いたします。

ハ その他

- (イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日 以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更い たします。
- (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社または当該配電事業者は、 引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずる ものといたします。

(3) 農事用電力C(育苗・栽培需要)

イ 適用範囲

農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用する需要で、契約電力が50キロワット未満であるものに適用 いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトまたは交流 単相2線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたしま す。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合 には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボル トおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。

二 料金

契約電力が、5キロワット以下の場合は定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1(再生可能

エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金(最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。)を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットに	最初の30日まで	6,632円61銭
つき	30日をこえる1日につき	221円08銭

(ロ) 従量制供給の場合

料金は、23(低圧電力)(5)イおよび口によって算定された金額(電気を使用する場合のものといたします。)の10パーセントを割増ししたものならびに別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金(基本料金の1月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。)を下回らないものといたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用 いたします。

ホ その他

- (イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日 以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更い たします。
- (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社または当該配電事業者は、 引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずる ものといたします。

26 低圧季節別時間帯別電力

(1) 適用範囲

低圧電力の適用範囲に該当し、農事用の育苗または栽培のために冷暖房負荷等の動力を使用する需要に適用いたします。ただし、この契約種別から低圧電力または低圧高負荷契約に変更された後1年に満たないお客さまについては、この契約種別を適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

口 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引ま たは割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき最初の3キロワットまで	3,774円65銭
上記をこえる1キロワットにつき	1,202円85銭

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用 された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	28円87銭	27円15銭

(口) 夜間時間

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準じて定めます。

(5) 契約期間

契約期間は、次によります。

- イ 契約期間は、7(需給契約の成立および契約期間)(2)にかかわらず、需給契約 またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたし ます。
- ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、 契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- ハ 契約期間満了に先だって、原則として低圧電力または低圧高負荷契約に需給契 約を変更することはできません。

(6) その他

イ お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで 電気の使用を廃止または契約電力を減少しようとされる場合は、56(需給開始後 の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算)に準じて精算 いたします。

なお、この場合、契約電力を減少しようとされるときの各時間帯別の使用電力量は、契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

ロ その他の事項については、低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。ただし、45 (供給の停止) (3)イについては、農事用電力に準ずるものといたします。

27 深夜電力

(1) 深夜電力A

イ 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、温水のために動力(小型機

器は動力とみなします。)を使用する需要で、その総入力が0.5キロワット以下の場合に適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは 200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周 波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ契約電力

契約電力は、0.5キロワットといたします。

- 二 供給条件
- (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (ロ) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (ハ) 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を 前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用でき る時間(以下「契約使用時間」といいます。)の延長または短縮は行ないません。
- (二) 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な 装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

ホ 料金

料金は、1月につき次の金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)エによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)エによって算定された平均燃料 (1)エによって算定された離島平均燃料価格が別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格が別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)

へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたしま す。

へその他

- (イ) 当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し、または契約 使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等にいう区分 装置として取り扱うものといたします。
- (ロ) 45 (供給の停止) (3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、45 (供給の停止) (3)口にいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずる ものといたします。

(2) 深夜電力B

イ 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前8時までの時間を限り、動力(小型機器は動力とみなします。)を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満の場合に適用いたします。

口 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電 熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について 23 (低圧電力)(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計と いたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

ハ 供給条件

- (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (ロ) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (ハ) 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を 前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長ま

たは短縮は行ないません。

(二) 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な 装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)のによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	359円85銭

(口) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	30円40銭
------------	--------

ホ その他

- (イ) 当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し、または契約 使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等にいう区分 装置として取り扱うものといたします。
- (ロ) 45 (供給の停止) (3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、45 (供給の停止) (3)口にいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずる ものといたします。

28 第2深夜電力

(1) 適用範囲

- イ 毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力(小型機器は動力とみなします。)を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満の場合に適用いたします。
- ロ この契約種別から深夜電力に契約種別を変更された後1年に満たないお客さま については、原則として契約電力の増加をともなわない限り、この契約種別を適 用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱 負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について23 (低圧電力)(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といた します。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

(3) 供給条件

- イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- ハ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または 短縮は行ないません。

二 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合、当社または当該配電事業者は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された 料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)エによって算定された 平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された 平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島 平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島 平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用 しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	359円85銭

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	30円40銭
------------	--------

(5) その他

- イ 当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し、または契約使 用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等にいう区分装置 として取り扱うものといたします。
- ロ 45 (供給の停止)(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、45 (供給の停止)(3)口にいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるも のといたします。

29 融雪用電力

(1) 適用範囲

- イ 毎日午前9時から午前12時までおよび午後2時から午後5時までの時間帯のうちの2時間を除いた22時間に限り、融雪などのために毎年、11月1日から翌年4月30日までの期間のうち、3月以上継続して動力(小型機器は動力とみなします。)を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。
- ロ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たない お客さまについては、イにかかわらず、原則としてこの契約種別を適用いたしま せん。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱 負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について23 (低圧電力)(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といた します。

なお、上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力は、 0.5キロワットといたします。

(4) 供給条件

- イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- ロ 専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- ハ 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。
- 二 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合、当社または当該配電事業者は原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
- ホ 当社は、契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし、お客 さまに特別の事情がある場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引ま たは割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1) イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2(燃料費調 整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費 調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離 島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定める離島基準燃料価格を下回る場合 は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバー サルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調 整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービ ス調整)(1)口に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサ ルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加え たものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力1キロワットに つき	契約使用期間の最初の3月まで	2,545円40銭
	3月超過	697円40銭

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表4 (加重平均力率の算定) により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、進相用コンデンサ取付容量基準の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

- イ 契約使用期間については、あらかじめ申出があった場合に限り、短縮または延 長の取扱いをいたします。ただし、継続して使用する期間は、3月を下回らないも のといたします。
- ロ 当社または当該配電事業者が取り付ける契約使用時間を区分し、または契約使 用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等にいう区分装置 として取り扱うものといたします。

- ハ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社または当該配電事業者は、 引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- 二 45 (供給の停止) (3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときには、契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含むものといたします。
- ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるも のといたします。

IV 料金の算定および支払い

30 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成 されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合お よびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則と して需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

31 検針日

検針日は、次により、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または 検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日(当社または当該配電 事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基 準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。)に、各月ごとに行 ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせし た日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、口の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承 諾をえるものといたします。

- イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が 短い場合
- ロ その他特別の事情がある場合
- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属す る検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3)口の場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、 当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

32 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検 針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契 約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間 または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または34(使用電力量の算定等)(6)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cの料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日(契約使用開始日に対応する日をいいます。)の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

33 計量

- (1) 使用電力量は、原則として、託送約款等に定める記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。
- (2) 低圧高負荷契約のお客さまの使用電力量の計量は、原則として電灯または小型機器と動力とを別に行ないます。この場合、計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量といたします。
- (3) 時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプランおよび低圧高負荷契約における夜間蓄熱式機器の計量等について、従量電灯および深夜電力または従量電灯および第2深夜電力の適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等、技術的、経済的にやむをえず別計量を希望される場合は、次によります。
 - イ お客さまと当社との協議が整った場合、当社または当該配電事業者は、夜間蓄 熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがありま す。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接 当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし、料金の算定期間における各時 間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに(1)により算定した各時間帯別の使用電力 量を合算してえた値といたします。また、当社または当該配電事業者は、毎日午 後11時から翌日の午前8時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて 電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

口 イに該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当社または当該配電事業者は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、 適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。(この場合、当 該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。)

なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ハ イおよび口の場合で、当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、時間帯別電灯または電灯ピークシフトプランの場合は夜間時間に、ファミリータイムの場合はナイトタイムに使用されたものといたします。

34 使用電力量の算定等

(1) 使用電力量は、30分ごとに計量された電力量といたします。

また、料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の 算定期間(ただし、需給契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日といたし ます。)において合計した値といたします。

なお、料金の算定期間における季節別および時間帯別の使用電力量を算定する場合、季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間(ただし、需給契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。

- (2) 31 (検針日)(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。ただし、35 (料金の算定)(1)イ、口またはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
- (3) 31(検針日)(5)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均

値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、35 (料金の算定)(1)イ、口またはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

- (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (5) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の 算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との 協議によって定めます。
- (6) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情が ある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款 等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (7) 記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

35 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、 料金に変更があった場合
 - ハ 32 (料金の算定期間) (1) の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

36 日割計算

- (1) 当社は、35 (料金の算定)(1)イ、口またはハの場合は、次により料金を算定いた します。
 - イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、定額制供給の料金または最低料金に適用 される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表5(日割計算の基本算式)(1) イにより日割計算をいたします。

- 口 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表5(日割計算の基本算式)(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分、時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分ならびに電灯ピークシフトプランのオフピーク時間における料金適用上の電力量区分については、別表5(日割計算の基本算式)(1)口により日割計算をいたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表5(日割計算の基本算式)(1)ニにより算定いたします。
- ニ イ、口およびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 35(料金の算定)(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、35 (料金の算定) (1)口の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その 前後の力率にもとづいて、別表5(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をい たします。

37 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
 - イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、31 (検針日)(4)の場合の料金または34 (使用電力量の算定等)(2)もしくは(3)により精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、34 (使用電力量の算定等)(5)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、34 (使用電力量の算定等)(6)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cの場合は、契約使 用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

- ハ 38 (料金その他の支払方法) (6) の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたは口による日といたします。
- 二 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、 その日といたします。
- ホ 農事用電力のお客さまの1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合計(農事用電力Aおよび従量制供給の農事用電力Bの場合は、基本料金の合計といたします。)が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、 当社または当該配電事業者が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった 場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の 翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの 需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、 当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金 の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が 発生する料金の支払期日といたします。

38 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した 金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次 によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法

を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていた だきます。

- ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等 を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじ め当社に申し出ていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イ、口またはハにより支払われる場合は、次のときに当社に 対する支払いがなされたものといたします。
 - イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - ロ (1)口により支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
 - ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に もとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等 を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払ってい ただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融 機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 31(検針日)(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さま の承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払ってい ただくことがあります。
- (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金を お預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は 予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、 これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の 残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

39 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を38(料金その他の支払方法)(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額(以下「延滞利息対象額」といいます。)に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等 相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

40 保証金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開 に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額を

- こえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
- ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに 該当するとき。
- (イ) 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過 してなお支払われなかった場合
- (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以 内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保 証金をお返しいたします。ただし、(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充 当したときは、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

41 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が 電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なもの に変更していただきます。

42 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯 契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85 パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、進相用コンデンサ取付容量基準を基準として取り付けていただきます。

43 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合(需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。)には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 65(保安に対するお客さまの協力)によって必要なお客さまの電気工作物の検査 等の業務

- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷 設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使 用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 45 (供給の停止)、55 (需給契約の廃止)(1)または57 (解約等)により必要な 処置
- (6) その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

44 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。)には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合!
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホーその他イ、ロ、ハまたは二に準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)、その他の法令等にしたがい、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

45 供給の停止

- (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当社また は当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。
 - イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ロ お客さまが他の需給契約 (既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期 日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ハ 料金以外の債務を支払われない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、 当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供 給を停止することがあります。
 - イ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
 - ロ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
- (4) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、 当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することが あります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - 二 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
 - ホ 43 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - へ 44 (電気の使用にともなうお客さまの協力) によって必要となる措置を講じられない場合
- (5) お客さまがその他この離島約款に反した場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

46 供給停止の解除

45 (供給の停止) によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

47 供給停止期間中の料金

45 (供給の停止) によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を36(日割計算) により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、公衆街路灯および深夜電力Aのお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

48 違約金

- (1) お客さまが45 (供給の停止) (3)イから口まで、(4)口から二までまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された 金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

49 供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

50 制限または中止の料金割引

(1) 当社または当該配電事業者が、49(供給の中止または使用の制限もしくは中止) によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、また は電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、当社は、次の割引を行ない料金を 算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに 再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯Aについては最低料金および最低 料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、低圧電力については基本 料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といた します。)といたします。ただし、35(料金の算定)(1)イ、口またはハの場合は、 制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたしま す。

口 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

51 損害賠償の免責

(1) 49(供給の中止または使用の制限もしくは中止)によって電気の供給を中止し、

または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の 責めを負いません。

- (2) 45(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合または57(解約等)によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

52 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を 賠償していただきます。
 - イ 修理可能の場合

修理費

- ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

53 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ (契約の申込み) に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

54 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていた お客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続 き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場 合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出 ていただきます。

55 需給契約の廃止

(1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に 需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

- (2) 需給契約は、57(解約等)および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された 廃止期日に消滅いたします。
 - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受け た日に需給契約が消滅したものといたします。
 - ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

56 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さま(定額電灯、従量電灯A、臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力、深夜電力および第2深夜電力のお客さまを除きます。)が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を 廃止しようとされる場合
 - イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
 - ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、次の金額を申し受けます。
 - (イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額
 - (ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当 社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額
- (2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合
 - イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電

力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

- ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新た に施設した供給設備について、次の金額を申し受けます。
- (イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額
- (ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当 社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額
- (3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合
 - イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

- ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、次の金額を申し受けます。
- (イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額
- (ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当 社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額
- (4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契 約電力を減少しようとされる場合
 - イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量また は契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降 の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分(減少される日 以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力

を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。)につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分(減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。)と残余分の比であん分してえたものといたします。

- ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、次の金額を申し受けます。
- (イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額
- (ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当 社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額

57 解約等

(1) 45 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配 電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社 は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、55 (需給契約の廃止)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

58 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法、工事および工事費の負担

59 供給方法、工事および施設

- (1) 電気の需給地点は、当社もしくは当該配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによります。
- (3) 当社の託送約款等に定めるところにより、契約者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、(3)にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

60 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にと もなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、実費または実費相当額(以下「工 事費負担金等」といいます。)を算定し、その金額を原則として工事着手前にお客さ まから申し受けます。
- (2) 当社の託送約款等に定めるところにより、工事費負担金等の精算を行なう場合は、 工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- (3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合は、当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金 等の申受けおよび精算は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、次のとおりといたしま す。
 - イ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受

けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

- ロ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金 等をすみやかに精算するものといたします。
- ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

61 工事費負担金等に関する契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金等に関する必要な事項について、工事着手前に契約書を作成いたします。

Ⅷ 保安

62 保安の責任

当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備(当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。)および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

63 調査

当社または当該配電事業者は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客 さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

64 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社または当該配電事業者は、63 (調査)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

65 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその 旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社また は当該配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の 電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれ があると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状も しくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備 に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件 (発電設備等を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじ めその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給 設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社または 当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

66 検査または工事の受託

- (1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事業者に申し 込むことができます。
- (2) (1)の申込みを受けた場合には、当社または当該配電事業者は、すみやかに検査を 行ないます。この場合には、当社または当該配電事業者は、検査料として実費を申 し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。
- (3) お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には、当社または当該配電事業者は、できる限りこれを 受託いたします。受託したときには、当社または当該配電事業者は、実費を申し受 けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料 費(消耗品を除きます。)のみを申し受けます。

67 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この離島約款のうち次 のものは、適用いたしません。

- (1) 63 (調査)
- (2) 64 (調査に対するお客さまの協力)
- (3) 66 (検査または工事の受託)

附則

1 この離島約款の実施期日

この離島約款は、2023年4月1日から実施いたします。

2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅(1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。)の各戸または各居室(以下「各戸」といいます。)が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

- イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないと き。
- ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合 であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。
- (2) 料金は、16 (従量電灯) (1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯A を適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値 (キロワット 時) により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

3 口座振替割引契約のお客さまについての特別措置

(1) 適用条件

従量電灯として電気の供給を受け、次のいずれにも該当する方法により料金を支払っていただくことが可能であり、かつ、この特別措置の適用の申出がある場合に、 当分の間、適用いたします。

イ 料金の支払方法

- (イ) 料金を当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社 の口座へ毎月継続して振り替えること(以下「口座振替」といいます。)。
- (ロ) 口座振替が支払義務発生日から当社の指定する1回目の振替日で完了すること。

ロ 料金の振替結果のお知らせ

料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針時に当社指定の様式で行なうこと。

(2) 料金

イ 各月の料金は、前月の料金を(1)に定める方法により支払われた場合には、次の 算式により算定された金額から口の口座振替割引額を差し引いたものに、再生可 能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

従量電灯によって料金として_{_} 再生可能エネルギー発電促進賦課金として算 算定された金額 定された金額

口 口座振替割引額

口座振替割引額は、1月につき次の金額といたします。

なお、口座振替割引額は、従量電灯によって料金として算定された金額から再 生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回 らないものといたします。

1契約につき	55円00銭
--------	--------

ハ 直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は、口の口座振替割 引額は適用いたしません。

(3) その他

イ 口座振替割引契約は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指 定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

ロ 口座振替割引契約を適用する場合は、当社は口座振替による料金収納ができな かったときを除き、請求書の発行はいたしません。

4 料金前払契約のお客さまについての特別措置

(1) 適用範囲

定額電灯または公衆街路灯Aとして電気の供給を受け、料金を口座振替により支払われ、かつ、この特別措置の適用の申出がある場合に、当分の間、適用いたします。

(2) 契約の成立および契約期間

- イ 料金前払契約は、その申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- ロ 契約期間は、次によります。
- (イ) 契約期間は、料金前払契約が成立した日から、(3)に定める料金前払契約の適 用期間の末日までといたします。
- (ロ) 契約期間満了に先だって料金前払契約の解約の申出がない場合は、契約期間 満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(3) 料金前払契約の適用期間

料金適用開始の日は、お客さまと当社との協議により定める月のお客さまの属する検針区域の検針日とし、適用期間は、料金適用開始の日から1年目の月の検針日の前日までといたします。

(4) 料金

イ 各月の料金は、定額電灯または公衆街路灯Aによって算定された需要家料金、 電灯料金および小型機器料金の合計から次の割引額を差し引いたものに、再生可 能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

1需給契約ごと1月につき 22円00銭
1電処初始プレ1日につき 22四八八代

ロ 各月の料金の支払義務は、お客さまの属する検針区域の検針日に発生いたしま す。

(5) 前払額

当社は、料金前払契約の適用開始日の翌日から起算して20日以内(以下「前払期間」といいます。)にイによって算定された前払額を申し受けます。

なお、前払期間の最終日(以下「前払期限日」といいます。)が日曜日または休日 に該当する場合は、前払期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休 日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

イ 前払額は、需給契約ごとに次の金額といたします。

(料金前払契約の適用開始日における契約内容に応じて算定される 1月の需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計

前払額=_(4)イの + 料金前払契約の適用開始日における契約内容に応じて 割引額 - 算定される1月の再生可能エネルギー発電促進賦課金) ×12

- ロ 当社は、前払額を各月の料金に順次充当いたします。
- ハ 当社は、既に申し受けた前払額が料金前払契約の適用期間における各月の料金の合計に対して著しく不足すると見込まれる場合には、当該適用期間満了に先だって、追加して前払額を申し受けます。
- ニ 当社は、前払額について利息を付しません。

(6) 前払額の精算

- イ 当社は、料金前払契約の適用期間の末月に当該適用期間における各月の料金の合計と既に申し受けた前払額に差異が生じた場合には、その差額を精算いたします。
- ロ 当社は、料金前払契約を解約する場合を除き、イにより発生した精算額を翌適 用期間の前払額に加算または減算するものといたします。

(7) 解約

お客さまが料金前払契約の解約を希望される場合は、原則として、料金前払契約の適用期間満了後に解約するものとし、料金前払契約の適用期間中の解約はいたしません。ただし、次に該当する場合には、料金前払契約を解約し、その旨をお客さまにお知らせいたします。

なお、この場合には、料金前払契約の適用期間における各月の料金の合計と既に 申し受けた前払額との差額をすみやかに精算いたします。

- イ 前払期限日までに前払額を支払われない場合
- ロ この料金前払契約を適用している需給契約が廃止となった場合
- ハ その他特別な事情があり、当社が必要と認めた場合

5 低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置

(1) 適用範囲

低圧電力または低圧高負荷契約として電気の供給を受け、かつ、この離島約款実

施の際現に変更前の離島等供給約款 [低圧用] 附則5 (低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置) の適用を受けている場合に、当分の間、適用いたします。

(2) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

口 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 料金

各月の料金は、低圧電力または低圧高負荷契約によって算定された基本料金および電力量料金の合計からイによって算定された金額(以下「蓄熱割引額」といいます。)を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

イ 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

(イ) 低圧電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引額 = 低圧電力の夏季料金 × その1月の × ニ (イ)の蓄熱割引率 またはその他季料金 × 蓄熱電力量 × ニ (イ)の蓄熱割引率 この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧電力の夏季料金およびニ (イ)の夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、低圧電力のその他季料金およびニ (イ)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

(ロ) 低圧高負荷契約として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引額 = 低圧高負荷契約の夏季料 × その1月の × ニ(ロ)の蓄熱割引率 金またはその他季料金 蓄熱電力量 × ニ(ロ)の蓄熱割引率 この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧高負荷契約の夏季料金およびニ(ロ)の夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、低圧高負荷契約のその他季料金およびニ(ロ)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

口 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、(4)によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等(蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を

含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。)の夜間時間における使用電力量(以下「夜間使用電力量」といいます。)といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱式負荷設備の蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量(以下「控除電力量」といいます。)が含まれる場合は、夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率(以下「控除率」といいます。) を乗じてえた値といたします。

なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適当である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

二 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

(イ) 低圧電力として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.186
その他季蓄熱割引率	0.105

(ロ) 低圧高負荷契約として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.250
その他季蓄熱割引率	0.216

ホ 単位および端数処理

- (イ) 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で 四捨五入いたします。
- (ロ) 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

(4) 夜間使用電力量の計量

- イ 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他 の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、蓄熱式負荷設備は、 専用の回路で施設していただきます。
- 口 夜間使用電力量の計量および算定は、33(計量)および34(使用電力量の算定等)に準じて行ないます。
- ハ 夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないます。
- ニ 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議が整った場合には、当該システムの夜間使用電力量は、イにかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。
- (5) 自動制御等により蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転を行なう場合の取扱い
 - イ 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の各月の料金は、低圧電力または低圧高負荷契約によって算定された基本料金および電力量料金の合計から(3)イによって算定された蓄熱割引額およびホによって算定された金額(以下「蓄熱ピーク調整割引額」といいます。)を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。
 - (イ) ハによって定める調整時間において、蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた 熱を利用することにより熱源機等の停止または調整(以下「蓄熱ピーク調整」 といいます。)が可能であること。ただし、あらかじめ熱源機等が停止している 場合は、蓄熱ピーク調整とはいたしません。
 - (ロ) 蓄熱ピーク調整は、当社が認定した自動制御等により行なうこと。

口 調整期間

調整期間は、7月1日から9月30日までといたします。ただし、以下の日を除きます。

日曜日、土曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、8月13日、8月 14日、8月15日

ハ 調整時間

調整時間は、調整期間を通じてお客さまが負荷調整を実施する時間とし、午後1時から午後4時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、調整時間は、毎日30分単位で設定するものとし、調整期間を通じて、調整時間帯は同一といたします。

ニ 契約調整電力

契約調整電力は、調整時間において停止または調整する熱源機等の機器容量(キロワット)等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

ホ 蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は、調整が行なわれた各月について次式により算定いた します。ただし、当社が認定した自動制御等により蓄熱ピーク調整が行なわれな かったとみなされる場合には、割引を行ないません。

蓄熱ピーク調整割引額=契約調整電力×調整時間×への割引単価

へ 割引単価

1キロワット1時間1月につき	660円00銭
----------------	---------

(6) その他

- イ 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- ロ お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更、または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

6 延滞利息についての特別措置

定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力として電気の供給を受けている場合、延滞利息は、39(延滞利息)(2)で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に3パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。

7 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

- (1) 30分ごとに計量することができない計量器(「記録型計量器以外の計量器」といいます。)で計量する場合の使用電力量等は次のとおりといたします。
 - イ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間におけ

る使用電力量は、次の場合ならびにホおよびへの場合を除き、検針日における電力量計の読み(需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。)と前回の検針日における電力量計の読み(電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。

- (イ) 31 (検針日)(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、 次回の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精 算いたします。ただし、35 (料金の算定)(1)イ、口またはハに該当する場合 は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または 契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
- (ロ) 31 (検針日) (4)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、35 (料金の算定)(1)イ、口またはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。
- (ハ) 31 (検針日) (5) の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月 平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたしま す。ただし、35 (料金の算定) (1)イ、口またはハに該当する場合は、次回の検 針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗 じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
- ロ 計量器の読みは、次によります。
- (イ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。
- (ロ) 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。
- (ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。
- ハ 時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプランおよび低圧季節別

時間帯別電力のお客さまの使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。

- ニ 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- ホ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、への場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- へ 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金 の算定期間の使用電力量は、託送約款等に準じてお客さまと当社との協議によっ て定めます。
- (2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、35(料金の算定)(1)イ、口または ハのときは、次により電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定 いたします。
 - イ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(7)イにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分、時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分ならびに電灯ピークシフトプランのオフピーク時間における料金適用上の電力量区分については、別表5(日割計算の基本算式)(1)口により日割計算をいたします。
 - ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(7)口により算定いたします。
 - ハ イおよび口によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
 - 二 日割計算をする場合には、当社または当該配電事業者は、必要に応じてそのつ ど計量値の確認をいたします。
- (3) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、(1)イ(イ)または(ハ)により精算するときの精算額のお客さまの支払義務は、次回の検針日に発生するものといたします。また、(1)へのときの料金のお客さまの支払義務は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日に発生するものといたします。
- (4) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、18 (ファミリータイム)(1)ホ(ロ) および(2)ホ(ロ)、22 (低圧高負荷率契約)(5)ロ、23 (低圧電力)(5)ロ、24 (臨

時電力)(3)口(ロ)および25(農事用電力)(1)ハ(ロ)ならびに26(低圧季節別時間帯別電力)(4)口において、その1月に夏季およびその他季がともに含まれるときには、計量値を確認するときを除き、18(ファミリータイム)(1)ホ(ロ)および(2)ホ(ロ)のデイタイムの使用電力量、22(低圧高負荷率契約)(5)口、23(低圧電力)(5)口、24(臨時電力)(3)口(ロ)および25(農事用電力)(1)ハ(ロ)の使用電力量ならびに26(低圧季節別時間帯別電力)(4)口の昼間時間の使用電力量は、それぞれ次のとおりといたします。

- イ 18 (ファミリータイム) (1)ホ (ロ) および(2)ホ (ロ) のデイタイムの使用電力量については、その1月のデイタイムの使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
- ロ 22 (低圧高負荷率契約)(5)ロ、23 (低圧電力)(5)ロ、24 (臨時電力)(3)ロ (ロ)および25 (農事用電力)(1)ハ(ロ)の使用電力量については、その1月の 使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえ た値をそれぞれの使用電力量といたします。
- ハ 26 (低圧季節別時間帯別電力) (4)口の昼間時間の使用電力量については、その1月の昼間時間の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の 比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
- (5) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、附則5(低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置)(3)イ(イ)および(ロ)において、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。
- (6) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合、附則5(低圧蓄熱調整契約のお客さま についての特別措置)(4)の夜間使用電力量の計量は、(1)に準じて行ないます。
- (7) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、日割計算に応じて電力量料金およ び再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定するときは、次のとおりといたします。 イ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合
 - (イ) 35 (料金の算定)(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 35 (料金の算定) (1)口の場合

料金の算定期間の使用電力量(時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプランおよび低圧季節別時間帯別電力の場合は、各時間帯別の使用電力量といたします。)を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、ファミリータイム、低圧高負荷契約、低圧電力、臨時電力(従量制供給のものに限ります。)、農事用電力(従量制供給のものに限ります。)および低圧季節別時間帯別電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- ロ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合
- (イ) 35 (料金の算定)(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (ロ) 38 (料金の算定) (1)口の場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数 にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定い たします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

8 この離島約款の実施にともなう切替措置

2023年4月1日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、35(料金の算定) および36(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

なお、電力量料金は、料金の算定期間における2023年4月1日の前後それぞれの期間の使用電力量により算定いたします。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36 条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用 の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告 示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。) およびインバランスリスク単価 等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
 - イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、口の場合を除き、当該 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされ た年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気 に適用いたします。
 - 口 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、 イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属 する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力 Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前 日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場 合は、イにいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
 - イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、 1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (イ) 定額制供給の場合
 - a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力B、農事用電力Cおよび深夜電力A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生 可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適 用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単 価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最 低料金が適用される電力量をいいます。

- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により 認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再 生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。
- (イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ) に準ずるものといたします。この場合、(イ) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌

月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ) にいう検針日は、応当日とい たします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四 捨五入いたします。

(イ) 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農 事用電力

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

 $\alpha = 0.1543$

 $\beta = 0.1322$

 $\gamma = 0.9761$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、低圧高負荷契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜電力および融雪用電力平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

 $\alpha = 0.0406$

 $\beta = 0.0982$

 $\gamma = 1.2015$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四 捨五入いたします。

- (イ) 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農 事用電力
 - a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合 (2)の基準単価 燃料費調整単価=(26,000円-平均燃料価格)× 1,000
 - b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回り、かつ、39,000 円以下の場合

燃料費調整単価=(平均燃料価格-26,000円)× (2)の基準単価 1,000 c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が39,000円を上回る場合 平均燃料価格は、39,000円といたします。

燃料費調整単価=(39,000円-26,000円)× (2)の基準単価 1,000

- (ロ) 時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、低圧高負荷契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜電力および融雪用電力
 - a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

燃料費調整単価=(80,300円-平均燃料価格)× (2)の基準単価 1,000

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回る場合

燃料費調整単価=(平均燃料価格-80,300円)× (2)の基準単価 1,000

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合 を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日 の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日 の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日 の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日 の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針 日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針 日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針 日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月 の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の 前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の 前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの 期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の 前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日まで の期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の 前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適 用期間は、(イ) に準ずるものといたします。この場合、(イ) にいう検針日は、 そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨 時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日 から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

二 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整 単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力B、農事用電力Cおよび深夜電力A 燃料費調整額は、口によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最 低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

	10ワットまでの1灯につき	95銭3厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円90銭5厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円81銭2厘
電灯	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5円71銭7厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	9円52銭7厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまで ごとに	4円76銭4厘
	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円84銭6厘
小型機器	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	5円69銭1厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50 ボルトアンペアまでごとに	2円84銭6厘

(口) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおり といたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7銭7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの場合	15銭4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15銭4厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトア ンペアまでの場合	1円53銭6厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトア ンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円53銭6厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたしま

す。

契約電力1キロワット1日につき 1円61銭4厘

(二) 農事用電力B (脱穀調整需要)

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロ	1キロワッ	2キロワッ	3キロワッ	4キロワッ	5キロワッ
	ワット	ト	ト	ト	ト	ト
1日につき	40銭 4厘	80銭 6厘	1円61銭 4厘		3円22銭 7厘	4円03銭 4厘

(ホ) 農事用電力C(育苗・栽培需要)

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円90銭4厘
-----------------	---------

(へ) 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	21円23銭0厘
--------	----------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円68銭0厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	24銭5厘

(ロ) 従量電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯C、低圧電力、臨時電力および農事用電力

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき 24銭5厘

(ハ) 時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、低圧高負荷契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜電力および融雪用電力基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき 21銭2厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

- 3 離島ユニバーサルサービス調整
- (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定
 - イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

- A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
- B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
- C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
- $\alpha = 1.0000$

 $\beta = 0.0000$

 $\gamma = 0.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。

ハ 離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算 定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合 離島ユニバーサル サービス調整単価 = (離島基準燃料価格-離島平均燃料価格)

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かって、離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサル =(離島平均燃料価格-離島基準燃料価格) サービス調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサル =(離島調整上限燃料価格-離島基準燃料価格) サービス調整単価

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価 適用期間は、(ロ) の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適 用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日 の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日 の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日 の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日 の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針 日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針 日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針 日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の 検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の 前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の 前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの 期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の 前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの 期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の 前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

へ 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 深夜電力A

離島ユニバーサルサービス調整額は、二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ロ) 時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、低圧高負荷契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜電力および融雪用電力離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ 深夜電力A

離島基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	11銭0厘
--------	-------

ロ 時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、低圧高負荷契約、 低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜電力および融雪用電力 離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき 1厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4 加重平均力率の算定

(1) 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率(パーセント)

機器総容量

- (2) 低圧高負荷契約における加重平均力率は、(1)にかかわらず、次のとおりといたします。
 - イ 電灯または小型機器の力率は、100パーセントといたします。
 - ロ 動力の力率は、次のとおりといたします。
 - (イ) 23 (低圧電力)(4)イに準じて動力の基準電力を算定する場合は、電気機器の力率をそれぞれの入力によって次の算式により加重平均してえた値といたします。この場合、電気機器の力率は、進相用コンデンサ取付容量基準の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

動力の加重平均力率(パーセント)

機器総容量

- (ロ) 23 (低圧電力)(4)口に準じて動力の基準電力を算定する場合は、100パーセントといたします。
- ハ 加重平均力率は、次の算式により算定された値といたします。

加重平均力率(パーセント)

イの力率 (パー
= セント)電灯または小型機器の
+ ロの力率 (パー
* 動力の基準電
セント)動力の基準電
力

契約電力

5 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、定額制供給の料金または最低料金に適用 される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

1月の該当料金 × 日割計算対象日数 検針期間の日数

ただし、35(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、

- ロ 料金適用上の電力量区分等を日割りする場合
- (イ) 従量電灯Aの電力量区分を日割りする場合

最低料金適用電力量=15キロワット時× 検針期間の日数

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量 =105キロワット時 × 検針期間の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量 =180キロワット時 × 検針期間の日数

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット 時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯Bの電力量区分を日割りする場合

第1段階料金適用電力量 =120キロワット時 × 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量 =180キロワット時 × 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット

時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) 時間帯別電灯の昼間時間または電灯ピークシフトプランのオフピーク時間に おける料金適用上の電力量区分を日割りする場合

第1段階料金適用電力量 =90キロワット時 × 検針期間の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量 =130キロワット時 × 検針期間の日数

なお、第2段階料金適用電力量とは、90キロワット時をこえ220キロワット 時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (ニ) ファミリータイムにおける電化住宅割引上限額を日割りする場合 日割計算対象日数 電化住宅割引上限額× 検針期間の日数
- (ホ) 臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの電力量区分を日割りする場合 最低料金適用電力量=15キロワット時× 検針期間の日数

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

- (へ) (イ)、(ロ)、(ハ)または(ホ)によって算定された最低料金適用電力量、 第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット 時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (ト) 35 (料金の算定)(1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ) および (ホ) の

日割計算対象日数 は、 検針期間の日数 といたします。

- ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合
- (イ) 35 (料金の算定)(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (ロ) 35 (料金の算定) (1)口の場合

料金の算定期間を料金に変更のあった日の前後で区分して、それぞれの期間において30分ごとの使用電力量を合計して算定いたします。

なお、それぞれの期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯ごとに30分ごとの使用電力量をそれぞれの期間において合計して算定いたします。

- 二 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される 再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電 促進賦課金を除きます。)を算定する場合
- (イ) 35 (料金の算定)(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (ロ) 35 (料金の算定)(1)口の場合 料金の算定期間を料金に変更のあった日の前後で区分して、それぞれの期間 において30分ごとの使用電力量を合計して算定いたします。
- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよび口にいう検針 期間の日数は、次のとおりといたします。
 - イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

- ロ 需給契約が消滅した場合
 - 消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめ お知らせした日の前日までの日数といたします。
- (3) 定額制供給の場合または34 (使用電力量の算定等)(6)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよび口にいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたしま

す。

- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよび口にいう暦日 数は、次のとおりといたします。
 - イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日 (開始日が含まれる検針 期間の始期に対応するものといたします。) の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、 停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を 停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。

また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

6 夜間蓄熱式機器

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、主として毎日午後11時から翌日の午前8時までの時間に通 電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および 蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) (1)の「主として毎日午後11時から翌日の午前8時までの時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。
 - イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を毎日午後11時から翌日の午前8時ま での時間とすることのできる装置を取り付けた場合
 - ロ 33 (計量)(3)イまたは口の場合で、当社または当該配電事業者が毎日午後11 時から翌日の午前8時までの時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合
- (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に 申し出ていただきます。
- (4) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、

夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

7 オフピーク蓄熱式電気温水器

- (1) オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の 少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖 房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するもの であって、夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房 等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。
- (2) オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (3) 当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

電気事業法施行規則第31条第2項の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 離島等供給約款の変更の内容および新旧比較表
- 3 料金の算出の根拠

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、当社の供給区域内におけるみなし小売電気事業者(中国電力株式会社)が特定小売供給約款等に定める低圧で電気の供給を受ける場合の料金その他の供給条件が見直しされること等にともない、当該内容を料金その他の供給条件に反映するべく、離島等供給約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき、ここに離島等供給約款の変更を 届け出る次第であります。

2 離島等供給約款の変更の内容 および新旧比較表

離島等供給約款の変更の内容

離島等供給約款の変更につきましては、当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者(中国電力株式会社)が特定小売供給約款等に定める低圧で電気の供給を受ける場合の料金その他の供給条件が見直しされること等を踏まえ、必要となる変更を行なうとともに、その他の今日的見直しをいたしました。

1,711.12

3 定義

(13) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

旧

6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの 離島約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によっ て申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口 頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

3 定義

(13) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格<u>および離島平均燃料価格</u>を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

新

6 需給契約の申込み

1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの 離島約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によっ て申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口 頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいい、当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者[以下「当該配電事業者」といいます。]の託送供給等約款およびその他の供給条件等[以下「託送約款等」といいます。なお、当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によります。]に定める供給地点といたします。)、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池(以下「発電設備等」といいます。)、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の 状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- 8 需要場所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これに よりがたい場合には、(2)および(3)によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由 に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次 の事項を承諾するものといたします。
 - イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。
 - 口 お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該配電事業者が接続供給のために必要とする事項について、当該配電事業者に提供すること。
 - <u>ハ お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、当該配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。</u>
- (3) 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社<u>または当該配電事業者</u>の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (<u>5</u>) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによります。

主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内 に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなしま す。

(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

- (3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。
 - イ 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- (イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されているこ と、
- (ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を 有すること。
- ロ 居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。

この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、口に準ずる ものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と 居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物 の場合は、居住用部分に限りてに準ずるものといたします。

ニーその他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1需要場所とすることができます。

- (4) (1)に定める1構内、(2)に定める1建物または(3)に定める施設場所(以下「原需要場所」といいます。)において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分(以下「特例区域等」といいます。)のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1需要場所といたします。
 - イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または 部分(以下「非特例区域等」といいます。)のお客さまの承諾をえている こと。
 - (イ) 非特例区域等について、(1),(2)または(3)に準じて需要場所を定 めること。
 - (ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、43(需要場所への立入りによる業務の実施)に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
 - ロー特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
 - ハ・特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されて ・いること。
 - ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、43(需要場所へ

の立入りによる業務の実施)に準じて、特例区域等のお客さまの土地ま たは建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立 ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ 特例区域等を1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需 給契約を結びます。

(3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適当と認めたとき

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、<u>託送約款等に定めるところにより、原則として</u>1 需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

10 供給の開始

(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

10 供給の開始

(2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、 あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった 場合には、<u>当社は、</u>その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のう え、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 62(連接引込線等)(1)の共同引込線による引込みで電気を供給する 場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

11 供給の単位

当社は、<u>託送約款等に定めるところにより、原則として</u>1需給契約につき、1 供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況(既に 消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支 払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合には、需給 契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、 その理由をお知らせいたします。

当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備 の状況、料金およびこの離島約款によって支払いを要することとなった料金 以外の債務(延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この離島約款 から生ずる金銭債務[以下「料金以外の債務」といいます。]といたします。] の支払状況(既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金または料金 以外の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その 他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお 断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

15 定額電灯

(1) 適用節用

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量(入力といたしま す。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに<mark>別表4</mark> 「負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(4) 料金

口 電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたし ます。

10ワットまでの1灯につき	66円63銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯 につき	110円20銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯 につき	199円45銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯 につき	287円65銭

15 定額電灯

(1) 適用範囲

12 承諾の限界

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量(入力といたしま す。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設 備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算 するものといたします。)が400ボルトアンペア以下であるものに適用いた します。

(4) 料金

口 電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたし ます。

10ワットまでの1灯につき	<u>72円07銭</u>
10ワットをこえ20ワットまでの1灯 につき	<u>121円09銭</u>
20ワットをこえ40ワットまでの1灯 につき	<u>221円23銭</u>
40ワットをこえ60ワットまでの1灯 につき	320円33銭

60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	465円10銭
100ワットをこえる1灯につき50 ワットまでごとに	233円12銭

- (ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、<mark>別表4{負荷設備の入力換算容量}</mark>によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。 なお、出力で表示されている場合等は、<mark>別表4〔負荷設備の入力換算 容量〕</mark>によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき 1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、<mark>別表4〔負荷設備の入力換算容量〕</mark>によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器に つき	228円52銭
50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの1機器につき	372円32銭
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき50ボルトアンペアまでごと に	186円72銭

60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	<u>519円55銭</u>
100ワットをこえる1灯につき50 ワットまでごとに	260円36銭

- (ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、<u>負荷設備の入力換算容量</u>によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。 なお、出力で表示されている場合等は、<u>負荷設備の入力換算容量</u>に よって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルト アンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、<u>負荷設備の入力換算容量</u>によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器に つき	<u>244円78銭</u>
50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの1機器につき	<u>404円86銭</u>
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき50ボルトアンペアまでごと に	202円98銭

16 従量電灯

(1) 従量電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するも のに適用いたします。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ハ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

二 料金

最低料金	1契約につき最初の 15キロワット時まで	336円87銭
	15キロワット時をこえ 120キロワット時まで の1キロワット時につ き	20円76銭
電力量料金	120キロワット時をこ え300キロワット時ま での1キロワット時に つき	27円44銭
	300キロワット時をこ える1キロワット時に つき	29円56銭

16 従量電灯

(1) 従量電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するも のに適用いたします。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社<u>または当該配電事業者</u>が技配電事業者の供給設備の状況等から当社<u>または当該配電事業者</u>が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ハ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社<u>または当該配電事業者</u>は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ニ 料金

最低料金	1契約につき最初の 15キロワット時まで	542円07銭
	15キロワット時をこえ 120キロワット時まで の1キロワット時につ き	21円46銭
電力量料金	120キロワット時をこ え300キロワット時ま での1キロワット時に つき	<u>28円14銭</u>
	300キロワット時をこ える1キロワット時に つき	30円26銭

(2) 従量電灯B

イ 適用節用

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

二 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。
- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するも のに適用いたします。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社<u>または当該配電事業者</u>が技配電事業者の供給設備の状況等から当社<u>または当該配電事業者</u>が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社<u>または当該配電事業者</u>は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

二 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに<u>負荷設備の入力換算容量</u>によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、<u>契約負荷設備の総容量の算定(託</u>送約款等に定めるところによります。)によって総容量を定めます。
- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電

流にもとづき、別表7(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

(イ) 基本料金

契約容量1キロボルトアンペアにつ	407ED000
き	

(口) 電力量料金

最初の120キロワット時までの1キ ロワット時につき	18円07銭
120キロワット時をこえ300キロ ワット時までの1キロワット時につ き	24円16銭
300キロワット時をこえる1キロ ワット時につき	26円03銭

流にもとづき、契約容量および契約電力の算定方法(託送約款等に 定める方法といたします。)により算定された値といたします。この場 合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社<u>または当該配電事業者</u>は、契約主開閉器が制限できる 電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

(イ) 基本料金

契約容量1キロボルトアンペアにつ	421円00件
き	431円90銭

(口) 電力量料金

最初の120キロワット時までの1キ	10000
ロワット時につき	<u>18円77銭</u>
120キロワット時をこえ300キロ	
ワット時までの1キロワット時につ	<u>24円86銭</u>
き	
300キロワット時をこえる1キロ	26円73銭
ワット時につき	<u> 20 </u>

17 時間帯別電灯

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

17 時間帯別電灯

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社<u>もしくは当該配電事業者</u>の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

ロ 別表10(夜間蓄熱式機器)に定める小型機器(以下「夜間蓄熱式機器」といいます。)を使用される場合は、イにかかわらず、契約容量は、原則として、次の(イ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電 促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金 の合計といたします。ただし、お客さまが33(計量)(3)ロにより夜間蓄熱 式機器を使用される場合または夜間蓄熱式機器および別表11(オフピー 蓄熱式電気温水器)に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器(以下「オフ ク蓄熱式電気温水器 ヒいいます。)のうち別表12(通電制御型蓄熱 式機器)に定める通電開始時刻が制御可能な機器(以下「通電制御型蓄 可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、電力量 料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 26.000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定され た燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって 算定された平均燃料価格が26.000円を上回る場合は、別表2(燃料費調 整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

1契約につき最初の10キロボルト アンペアまで	1,210円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペア につき	407円00銭

ロ 別表6(夜間蓄熱式機器)に定める小型機器(以下「夜間蓄熱式機器」といいます。)を使用される場合は、イにかかわらず、契約容量は、原則として、次の(イ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電 促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金 の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イに よって算定された平均燃料価格が80.300円を下回る場合は、別表2(燃 料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、 別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80.300円 を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調 整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イに よって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス 調整)(1)口に定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニ バーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサー ビス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調 整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサ ルサービス調整)(1)口に定める離鳥基準燃料価格を上回る場合は、別表 3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニ バーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

1契約につき最初の10キロボルト アンペアまで	1,482円30銭
上記をこえる1キロボルトアンペア につき	<u>464円30銭</u>

口 電力量料金

(イ) 昼間時間

最初の90キロワット時までの1キ	22円29銭
ロワット時につき	
90キロワット時をこえ220キロ	
ワット時までの1キロワット時につ	29円46銭
き	
220キロワット時をこえる1キロ	21⊞7 <i>4</i> 1
ワット時につき	3 1門 / 4並

(口) 夜間時間

ハ 5時間通電機器割引額

二 通電制御型蓄熱式機器割引額

赤 最低月額料金

イおよび口によって算定された基本料金と電力量料金との合計からハ または二によって算定された5時間通電機器割引額または通電制御型 蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額</u>が次の最低月額料金を下回 る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

a dest Advances to	/10Ⅲ∩∩ ?‡
「刧窓だつき	
1契約につき	大山〇〇〇〇

(6) その他

イ (5)ハの適用を受ける夜間蓄熱式機器については、(5)二は適用いた

口 電力量料金

(イ) 昼間時間

最初の90キロワット時までの1キ	38円31銭
ロワット時につき	30门31或
90キロワット時をこえ220キロ	
ワット時までの1キロワット時につ	<u>43円91銭</u>
き	
220キロワット時をこえる1キロ	44円95銭
ワット時につき	44门90或

(口) 夜間時間

1キロワット時につき

(削除)

八 最低月額料金

イおよび口によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(6) その他

しません。

→ 当社は、36(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分、5時間通電機器割引額、通電制御型蓄熱式機器割引額</u>および最低月額料金の日割計算は、別表9(日割計算の基本算式)によるものといたします。

なお、5時間通電機器または通電制御型蓄熱式機器を取り付けもしく は取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合の5 時間通電機器割引額および通電制御型蓄熱式機器割引額は、日割計 算をいたします。

- ハ 通電制御型蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
- 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、65(計量器等の取付け)(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- ホーマー(工事費の負担)に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものとして、従量電灯Bに準じて取り扱うものといたします。
- ~ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯B に準ずるものといたします。

1 当社は、36(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分および最低月額料金の日割計算は、別表5(日割計算の基本算式)によるものといたします。

- <u>ロ</u> <u>当社または当該配電事業者が取り付ける</u>夜間時間以外の電気の供 給をしゃ断する装置は、<u>託送約款等</u>にいう区分装置として取り扱うもの といたします。
- <u>ハ</u> その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯B に準ずるものといたします。

18 ファミリータイム

(1) ファミリータイム[プラン I]

イ 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

(イ) 夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し、かつ、夜間蓄熱式機器の総容量(入力)またはオフピーク蓄熱式電気温

18 ファミリータイム

(1) ファミリータイム[プラン I]

イ 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

(イ) 夜間蓄熱式機器または<u>別表7(オフピーク蓄熱式電気温水器)に定</u> めるオフピーク蓄熱式電気温水器(以下「オフピーク蓄熱式電気温水 水器の総容量(入力)が1キロボルトアンペア以上であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。 ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが33(計量)(3)口により夜間蓄熱式機器を使用される場合の料金は、基本料金および電力量料金の合計から、(ハ)によって算定された通電制御型蓄熱式機器割引額または(ニ)によって算定された通電制御型蓄熱式機器割引額を差し引いたものに、別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)年によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

器」といいます。)を使用し、かつ、夜間蓄熱式機器の総容量(入力)またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量(入力)が1キロボルトアンペア以上であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発 電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦 課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80.300円を下回る場合は、 別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引い たものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価 格が80.300円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)二によって算 定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサル サービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離 鳥ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離鳥基準燃料価格を下回 る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定 された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃 料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定める離島 基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調 整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加え たものといたします。

(イ) 基本料金

1契約につき最初の10キロボルト アンペアまで	2,200円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペア につき	407円00銭

(口) 電力量料金

a デイタイム

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	34円56銭	29円76銭

b ファミリータイム

1キロワット時につき	24円85銭
------------	-------------------

c ナイトタイム

1キロワット時につき	10円27銭
------------	-------------------

(ハ) 5時間通電機器割引額

(二) 通電制御型蓄熱式機器割引額

(木) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(ハ)または(二)によって算定された5時間通電機器割引額または通電制御型蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(イ) 基本料金

1契約につき最初の10キロボルト アンペアまで	<u>2,472円30銭</u>
上記をこえる1キロボルトアンペア につき	464円30銭

(口) 電力量料金

a デイタイム

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	47円48銭	42円67銭

b ファミリータイム

1キロワット時につき 42円43銀

c ナイトタイム

(削除)

(八) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

へ 電化住宅割引

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要(以下「電化需要」といいます。)の料金は、ホ(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金の合計からホ(ハ)によって算定された5時間通電機器割引額、ホ(ニ)によって算定された通電制御型蓄熱式機器割引額および(イ)によって算定された電化住宅割引額を差し引いたものに、別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。ただし、上記により算定された金額から別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いてえた金額がホ(赤)の最低月額料金を下回る場合の料金は、ホ(赤)の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖 房設備等に要する熱源をいいます。

(イ) 電化住宅割引額

電化住宅割引額=割引対象額×10パーセント

トその他

- (イ) ホ(ハ)の適用を受ける夜間蓄熱式機器については、ホ(ニ)は適用 いたしません。
- (中) 当社は、36(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、5時間通電機器割引額、通電制御型蓄熱式機器割引額、最低月額料金および電化住宅割引上限額の日割計算は、別表9(日割計算の基本算式)によるものといたします。

なお、5 時間通電機器または通電制御型蓄熱式機器を取り付けも しくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場

へ 電化住宅割引

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要(以下「電化需要」といいます。)の料金は、ホ(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金の合計から(イ)によって算定された電化住宅割引額を差し引いたものに、別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。ただし、上記により算定された金額から別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金を治し、上記により算定された金額から別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いてえた金額がホ(ハ)の最低月額料金を下回る場合の料金は、ホ(ハ)の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖 房設備等に要する熱源をいいます。

(イ) 電化住宅割引額

電化住宅割引額=割引対象額×8パーセント

トその他

(<u>イ</u>) 当社は、36(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、最低月額料金および電化住宅割引上限額の日割計算は、別表<u>5</u>(日割計算の基本算式)によるものといたします。

合の 5 時間通電機器割引額および通電制御型蓄熱式機器割引額は、日割計算をいたします。

- (ハ) 通電制御型蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
- (_) ナイトタイム以外の電気の供給をしゃ断する装置は、65(計量器等の取付け)(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- (ホ) 冊(工事費の負担)に定める事項については、契約負荷設備を増加 されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増 加したものとして、従量電灯Bに準じて取り扱うものといたします。
- (へ) お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、45(供給の停止)(3)ハに該当するものといたします。
- (十) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 Bに準ずるものといたします。
- (2) ファミリータイム[プランⅡ]
 - ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発

(<u>ロ</u>) <u>当社または当該配電事業者</u>が取り付けるナイトタイム以外の電気 の供給をしゃ断する装置は、<u>託送約款等</u>にいう区分装置として取り扱 うものといたします。

- (ハ) お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、45(供給の停止)(4)ハに該当するものといたします。
- (<u>-</u>) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 Bに準ずるものといたします。
- (2) ファミリータイム[プランⅡ]
 - ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社<u>もしくは当該配電事業者</u>の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発

電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが33(計量)(3)口により夜間蓄熱式機器を使用される場合または夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器のうち通電制御型蓄熱式機器を使用される場合の料金は、基本料金および電力量料金の合計から、(ハ)によって算定された5時間通電機器割引額または(二)によって算定された通電制御型蓄熱式機器割引額を差し引いたものに、別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)によって算定された平均燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

1契約につき最初の10キロボルト アンペアまで	1,210円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペア につき	407円00銭

(口) 電力量料金

a デイタイム

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	37円90銭	32円77銭

b ファミリータイム

電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦 課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80.300円を下回る場合は、 別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引い たものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価 格が80.300円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算 定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサル サービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離 島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定める離島基準燃料価格を下回 る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定 された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃 料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定める離島 基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調 整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加え たものといたします。

(イ) 基本料金

1契約につき最初の10キロボルト アンペアまで	<u>1,482円30銭</u>
上記をこえる1キロボルトアンペア につき	<u>464円30銭</u>

(口) 電力量料金

a デイタイム

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	50円81銭	45円68銭

b ファミリータイム

1キロワット時につき27円32銭c ナイトタイム1キロワット時につき10円27銭

(ハ) 5時間通電機器割引額

(二) 通電制御型蓄熱式機器割引額

(井) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(ハ)または(二)によって算定された5時間通電機器割引額または通電制御型蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき 418円00銭

へ 電化住宅割引

電化需要の料金は、ホ(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金の合計からホ(ハ)によって算定された5時間通電機器割引額、ホ(ニ)によって算定された通電制御型蓄熱式機器割引額および(イ)によって算定された電化住宅割引額を差し引いたものに、別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。ただし、上記により算定された金額から別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いてえた金額がホ(赤)の最低月額料金を下回る場合の料金は、ホ(赤)の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)

1イログット時に フさ	<u> 43 </u>
c ナイトタイム	

30円40銭

(削除)

1ナロロ…1 吐けへも

1キロワット時につき

(八) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき 612円70銭

へ 電化住宅割引

電化需要の料金は、ホ(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金の合計から(イ)によって算定された電化住宅割引額を差し引いたものに、別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。ただし、上記により算定された金額から別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いてえた金額がホ(ハ)の最低月額料金を下回る場合の料金は、ホ(ハ)の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖 房設備等に要する熱源をいいます。

(イ) 電化住宅割引額 電化住宅割引額=割引対象額×10パーセント

トその他

- (イ) ホ(ハ)の適用を受ける夜間蓄熱式機器については、ホ(ニ)は適用 いたしません。
- (中) 当社は、36(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、5時間通電機器割引額、通電制御型蓄熱式機器割引額、最低月額料金および電化住宅割引上限額の日割計算は、別表9(日割計算の基本算式)によるものといたします。

なお、5時間通電機器または通電制御型蓄熱式機器を取り付けも しくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場 合の5時間通電機器割引額および通電制御型蓄熱式機器割引額は、 日割計算をいたします。

- (ハ) 通電制御型蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
- (_) ナイトタイム以外の電気の供給をしゃ断する装置は、65(計量器等の取付け)(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- (ホ) Ψ(工事費の負担)に定める事項については、契約負荷設備を増加 されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものとして、従量電灯Bに準じて取り扱うものといたします。
- (へ) お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまた は取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖 房設備等に要する熱源をいいます。

- (イ) 電化住宅割引額 電化住宅割引額=割引対象額×8パーセント
- ト その他
- (<u>イ</u>) 当社は、36(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、最低月額料金および電化住宅割引上限額の日割計算は、別表5(日割計算の基本算式)によるものといたします。

- (<u>口</u>) <u>当社または当該配電事業者が取り付ける</u>ナイトタイム以外の電気の供給をしゃ断する装置は、<u>託送約款等</u>にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- (<u>ハ</u>) お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまた は取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気

を使用されたときは、45(供給の停止)(3)ハに該当するものといたします。

(十) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 Bに準ずるものといたします。 を使用されたときは、45(供給の停止)(<u>4</u>)ハに該当するものといたします。

(<u>-</u>) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 Bに準ずるものといたします。

19 雷灯ピークシフトプラン

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが33(計量)(3)口により夜間蓄熱式機器を使用される場合または夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器のうち通電制御型蓄熱式機器を使用される場合の料金は、基本料金および電力量料金の合計から、ハによって算定された5時間通電機器割引額または二によって算定された通電制御型蓄熱式機器割引額を差し引いたものに、別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)によって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)によって算定された呼り燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)によって算定された燃料費調整額を加えたもの

19 電灯ピークシフトプラン

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島コニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島コニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)のによって算定された離島ユニ

といたします。		バーサルサービス調整額を加えたものといた	こします。
イ 基本料金		イ 基本料金	
1契約につき最初の10キロボルト	1 210⊞00\$	1契約につき最初の10キロボルト	
アンペアまで	1,210円00銭	アンペアまで	
上記をこえる1キロボルトアンペア	407TT008\$	上記をこえる1キロボルトアンペア	
につき	407円00銭 	につき	
口 電力量料金		口電力量料金	
		(イ) ピーク時間	
(イ) ピーク時間	_		
(イ) ピーク時間 1キロワット時につき	56円69銭	1キロワット時につき	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	56円69銭		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	56円69銭		
1キロワット時につき		1キロワット時につき	
1キロワット時につき (ロ) オフピーク時間	56円69銭 21円48銭	1キロワット時につき (ロ) オフピーク時間	
1キロワット時につき (ロ) オフピーク時間 最初の90キロワット時までの1キ		1キロワット時につき (ロ) オフピーク時間 最初の90キロワット時までの1キ	
1キロワット時につき (ロ) オフピーク時間 最初の90キロワット時までの1キ ロワット時につき		1キロワット時につき (ロ) オフピーク時間 最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	
1キロワット時につき (ロ) オフピーク時間 最初の90キロワット時までの1キロワット時につき 90キロワット時をこえ220キロ	21円48銭	1キロワット時につき (ロ) オフピーク時間 最初の90キロワット時までの1キロワット時につき 90キロワット時をこえ220キロ	
1キロワット時につき (ロ) オフピーク時間 最初の90キロワット時までの1キロワット時につき 90キロワット時をこえ220キロワット時までの1キロワット時につ	21円48銭	1キロワット時につき (ロ) オフピーク時間 最初の90キロワット時までの1キロワット時につき 90キロワット時をこえ220キロワット時までの1キロワット時につ	

10円27銭

八 5時間通電機器割引額

1キロワット時につき

- 二 通電制御型蓄熱式機器割引額

(削除)

1キロワット時につき

<u>ハ</u> 最低月額料金 イおよび口によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次

1,482円30銭

464円30銭

57円19銭

37円35銭

42円93銭

44円95銭

30円40銭

または二によって算定された5時間通電機器割引額または通電制御型 蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額</u>が次の最低月額料金を下回 る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1(再生可 能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネル ギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき 418円00銭

(6) その他

イ (5)ハの適用を受ける夜間蓄熱式機器については、(5)ニは適用いた しません。

□ 当社は、36(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、オフピーク時間における料金適用上の電力量区分、5時間通電機器割引額、通電制御型蓄熱式機器割引額および最低月額料金の日割計算は、別表9(日割計算の基本算式)によるものといたします。

なお、5時間通電機器または通電制御型蓄熱式機器を取り付けもしく は取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合の5 時間通電機器割引額および通電制御型蓄熱式機器割引額は、日割計 算をいたします。

- ハ 通電制御型蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
- ─ 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、65(計量器等の取付け)(1)
 はいう区分装置として取り扱うものといたします。
- ホー畑(工事費の負担)に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加し

の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき 612円70銭

(6) その他

1 当社は、36(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、オフピーク時間における料金適用上の電力量区分および最低月額料金の日割計算は、別表5(日割計算の基本算式)によるものといたします。

<u>口</u> <u>当社または当該配電事業者が取り付ける</u>夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、<u>託送約款等</u>にいう区分装置として取り扱うものといたします。

たものとして、従量電灯Bに準じて取り扱うものといたします。

→ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯B に準ずるものといたします。 <u>ハ</u> その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯B に準ずるものといたします。

20 臨時電灯

(1) 臨時電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ハ料金

料金は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに<mark>別表4〔負荷設備の入力換算容量〕</mark>によって換算するものといたします。)によって、1日につき次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)コによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)コによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの 場合	7円81銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ	15円62銭

20 臨時電灯

(1) 臨時電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。)が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ハ料金

料金は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに<u>負荷設備の入力換算容量</u>によって換算するものといたします。)によって、1日につき次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの 場合	<u>8円31銭</u>
総容量が50ボルトアンペアをこえ	<u>16円58銭</u>

100ボルトアンペアまでの場合	
総容量が100ボルトアンペアをこ	
え500ボルトアンペアまでの場合	15円62銭
100ボルトアンペアまでごとに	
総容量が500ボルトアンペアをこ	156円14銭
え1キロボルトアンペアまでの場合	150円14或
総容量が1キロボルトアンペアをこ	
え3キロボルトアンペアまでの場合	156円14銭
1キロボルトアンペアまでごとに	

ニ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(2) 臨時電灯B

口 料金

最	低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	513円97銭
電金	力量料	上記をこえる1キロワット時につき	32円50銭

ハ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(3) 臨時電灯C

口 料金

(イ) 基本料金

契約容量1キロボルトアンペアにつ	4.E.1⊞0.0 \\$
き	451円UU並

100ボルトアンペアまでの場合	
総容量が100ボルトアンペアをこ	
え500ボルトアンペアまでの場合	<u>16円58銭</u>
100ボルトアンペアまでごとに	
総容量が500ボルトアンペアをこ	16日間80余
え1キロボルトアンペアまでの場合	<u>165円80銭</u>
総容量が1キロボルトアンペアをこ	
え3キロボルトアンペアまでの場合	<u>165円80銭</u>
1キロボルトアンペアまでごとに	

ニ その他

- (イ) 当社<u>または当該配電事業者</u>は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (2) 臨時電灯B

口 料金

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	<u>705円81銭</u>
電力量料 金	上記をこえる1キロワット時につき	33円27銭

ハその他

- (イ) 当社<u>または当該配電事業者</u>は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (3) 臨時電灯C

口 料金

(イ) 基本料金

契約容量1キロボルトアンペアにつ	E1200719
き	<u>512円71銭</u>

(口) 電力量料金

1キロワット時につき 28円61銭

ハーその他

(口) 電力量料金

1キロワット時につき

(イ) 当社<u>または当該配電事業者</u>は、原則として供給設備を常置いたしません。

29円38銭

ハその他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

21 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器(以下「公衆街路灯」といいます。)を使用する需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

口料金

(口) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	61円13銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	103円60銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	187円35銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	270円05銭

21 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器(以下「公衆街路灯」といいます。)を使用する需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。)が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

口料金

(口) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	66円57銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	<u>114円49銭</u>
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	209円13銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	302円73銭

60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	437円60銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでご	210田02銓
とに	と10円02並

- b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。 なお、出力で表示されている場合等は、<mark>別表4〔負荷設備の入力換 算容量〕</mark>によって換算するものといたします。)を算定し、その容量 につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力 換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次の とおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	213円12銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトア ンペアまでの1機器につき	349円22銭
100ボルトアンペアをこえる1機器に つき50ボルトアンペアまでごとに	174円62銭

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

(イ) 使用する負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示

60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	492円05銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでご	246円06銭

- b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、<u>負荷設備の入力換算容量</u>によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。 なお、出力で表示されている場合等は、<u>負荷設備の入力換算容量</u> によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボ ルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、<u>負荷設備の入力換算容量</u>によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	229円38銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトア ンペアまでの1機器につき	381円76銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につ き50ボルトアンペアまでごとに	190円88銭

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

(イ) 使用する負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示

されている場合等は、各負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算 容量〕によって換算するものといたします。)が6キロボルトアンペア未満であること。

口 料金

最低料金	1契約につき最初の 15キロワット時まで	304円97銭
電力量料金	上記をこえる1キロ ワット時につき	19円48銭

(3) 公衆街路灯C

口 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに<mark>別表4〔負荷設備の入力換算容量〕</mark>によって換算するものといたします。)といたします。

ハ料金

(イ) 基本料金

契約容量1キロボルトアンペアにつ	260E00#
き	эбогэовх

(口) 電力量料金

1キロワット時につき	17円16銭
------------	-------------------

22 低圧高負荷契約

(1) 適用範囲

イ 次のいずれにも該当するものに適用いたします。 ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社 されている場合等は、各負荷設備ごとに<u>負荷設備の入力換算容量</u>によって換算するものといたします。)が6キロボルトアンペア未満であること。

口 料金

最低料金	1契約につき最初の 15キロワット時まで	<u>510円17銭</u>
電力量料金	上記をこえる1キロ ワット時につき	20円18銭

(3) 公衆街路灯C

口 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに<u>負荷設備の入力換</u>算容量によって換算するものといたします。)といたします。

ハ料金

(イ) 基本料金

契約容量1キロボルトアンペアにつ	202円40盆
き	393円40銭

(口) 電力量料金

1キロワット時につき	17円86銭

22 低圧高負荷契約

(1) 適用範囲

イ 次のいずれにも該当するものに適用いたします。 ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社 の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の 供給が適当と認めたときは、契約電力が 50 キロワット以上であるもの についても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地 または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお、(4)イの電灯もしくは小型機器の基準電力または(4)ロの動力の基準電力が、50キロワット以上となる場合は、この契約種別を適用いたしません。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトならびに交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお、(4)イの電灯もしくは小型機器の基準電力または(4)口の動力の基準電力が、50キロワット以上となる場合は、この契約種別を適用いたしません。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトならびに交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社<u>もしくは当該配電事業者</u>の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)

イ 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,507円00銭
---------------	----------------------

口 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円03銭	14円65銭

ハ 力率割引および割増し

電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力によって別表5(加重平均力率の算定)(2)ハによりえた値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電灯または小型機器の力率および動力の力率は、別表5(加重平均力率の算定)(2)イまたは口により算定いたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(7) その他

- ハ 毎日午後11時から翌日午前8時まで以外の時間または毎日午前1時から午前6時まで以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、65(計量器等の取付け)(1)の区分装置として取り扱うものといたします。
- 二 (工事費の負担)に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は、契約電力が増加し

へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

口 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	30円97銭	29円64銭

ハ 力率割引および割増し

電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力によって別表4(加重平均力率の算定)(2)ハによりえた値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電灯または小型機器の力率および動力の力率は、別表4(加重平均力率の算定)(2)イまたは口により算定いたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみ なします。

(7) その他

ハ <u>当社または当該配電事業者が取り付ける</u>毎日午後11時から翌日午前8時まで以外の時間または毎日午前1時から午前6時まで以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、<u>託送約款等にいう</u>区分装置として取り扱うものといたします。

たものとして、低圧電力に準じて取り扱うものといたします。

- 本 お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、従量電灯および低圧電力として、56(需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算を行ないます。
- ~ その他の事項については、従量電灯Bまたは低圧電力にかかわる規 定を準用するものといたします。
- 三 お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、従量電灯および低圧電力として、56(需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算を行ないます。
- 小 その他の事項については、従量電灯Bまたは低圧電力にかかわる規 定を準用するものといたします。

23 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、口の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷

23 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社<u>または当該配電事業者</u>が技術上ま<u>事業者</u>の供給設備の状況等から当社<u>または当該配電事業者</u>が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、口の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社<u>または当該配電事業者</u>は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、<u>負荷設備の入力換算容量</u>によって換算するものといたします。)についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入

設備の入力とみなします。この場合、その容量は<mark>別表7(契約容量および</mark> 契約電力の算定方法)</u>に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものとい たします。

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認 いたします。

(5) 料金

イ 基本料金

契約電力1キロワットにつき 1,111円00銭

口 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円01銭	13円72銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5(加重平均力率の 算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合((4)口 により契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント 割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増し いたします。この場合、電気機器の力率は、別表6(進相用コンデンサ取 付容量基準)の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けて あるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80 パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみ

カとみなします。この場合、その容量は<u>契約容量および契約電力の算定</u> 方法に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、契約容量および契約電力の算定方法により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料金

イ 基本料金

口 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	<u>15円61銭</u>	14円32銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表4(加重平均力率の 算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合((4)口 により契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント 割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増し いたします。この場合、電気機器の力率は、進相用コンデンサ取付容量 基準(託送約款等に定めるところによります。)の基準に適合した容量の 進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り 付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なします。 (6) その他 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはで きません。 24 臨時電力 (3) 料金

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみ なします。

(6) その他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用するこ とはできません。

イ 定額制供給の場合

契約電力1キロワット1日につき

196円87銭

- ロ 従量制供給の場合
- (口) 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円85銭	16円37銭

(4) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

24 臨時電力

(3) 料金

イ 定額制供給の場合

契約電力1キロワット1日につき 211円08銭

ロ 従量制供給の場合

(口) 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円57銭	17円09銭

(4) その他

イ 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしま せん。

25 農事用電力

(1) 農事用電力A(かんがい排水需要)

ハ料金

(イ) 基本料金

契約電力1キロワットにつき 770円00銭 25 農事用電力

(1) 農事用電力A(かんがい排水需要)

ハ料金

(イ) 基本料金

契約電力1キロワットにつき 862円40銭

(口) 電力量料金

(口) 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	10円82銭	9円89銭

ニ その他

- (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の 切断等の処置を行なうことがあります。
- (2) 農事用電力B(脱穀調整需要)
 - 口 料金
 - (イ) 定額制供給の場合

契約電力 契約 使用期間	() 5年日	1キロワット	2キロワッ ト	3キロワット	4キロワッ ト	5キロワット
最初の30	3,726円	5,357円	8,694円	12,060	14,392	16,735
日まで	25銭	00銭	51銭	円51銭	円84銭	円84銭
30日をこ える1日に つき	341481	52円44 銭	115円58 銭	176円61 銭	245円 18銭	310円 52銭

ハその他

- (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の 切断等の処置を行なうことがあります。
- (3) 農事用電力C(育苗·栽培需要)
 - 二料金
 - (イ) 定額制供給の場合

契約電力1キロワット	最初の30日まで	6,328円41銭
につき	30日をこえる1日につき	210円94銭

	夏季料金	その他季料金	
1キロワット時につき	11円42銭	10円49銭	

ニ その他

- (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社<u>または当該配</u> 電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- (2) 農事用電力B(脱穀調整需要)
 - 口 料金
 - (イ) 定額制供給の場合

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワッ ト	3キロワット	4キロワッ ト	5キロワッ ト
最初の30 日まで	<u>3,801円</u> <u>55銭</u>		8,995円 <u>11</u> 銭		<u>14,994</u> 円 <u>04銭</u>	円
30 日をこ える1日に つき	<u>37円</u> <u>32銭</u>	<u>57円</u> 45銭	<u>125円</u> <u>60銭</u>	<u>191円</u> <u>64銭</u>	<u>265円</u> <u>22銭</u>	<u>335円</u> <u>58銭</u>

ハその他

- (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社<u>または当該配電事業者</u>は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- (3) 農事用電力C(育苗·栽培需要)
 - 二 料金
 - (イ) 定額制供給の場合

契約電力1キロワット	最初の30日まで	6,632円61銭
につき	30日をこえる1日につき	221円08銭

ホーその他

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の 切断等の処置を行なうことがあります。

26 低圧季節別時間帯別電力

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)によって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

1契約につき最初の3キロワットまで

3,498円00銭

ホーその他

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社<u>または当該配</u> 電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

26 低圧季節別時間帯別電力

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電 促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金 の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増 しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電 力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格 が80.300円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定さ れた燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イに よって算定された平均燃料価格が80.300円を上回る場合は、別表2(燃 料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃 料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定める離島基 準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1) へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたも のとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された 離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定 める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービ ス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加 えたものといたします。

イ 基本料金

1契約につき最初の3キロワットまで

3,774円65銭

上記をこえる1キロワットにつき

1,111円00銭

上記をこえる1キロワットにつき

1,202円85銭

口 電力量料金

(イ) 昼間時間

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円27銭	16円21銭

(口) 夜間時間

(6) その他

ロ その他の事項については、低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。ただし、45(供給の停止)(3)=については、農事用電力に準ずるものといたします。

27 深夜電力

- (1) 深夜電力A
 - 二 供給条件
 - (ハ) 当社は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の 範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる 時間(以下「契約使用時間」といいます。)の延長または短縮は行ない ません。
 - (二) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

ホ 料金

料金は、1月につき次の金額および別表1(再生可能エネルギー発電

口 電力量料金

(イ) 昼間時間

	夏季料金	その他季料金	
1キロワット時につき	28円87銭	27円15銭	

(口) 夜間時間

(6) その他

ロ その他の事項については、低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。ただし、45(供給の停止)(3)<u>イ</u>については、農事用電力に準ずるものといたします。

27 深夜電力

- (1) 深夜電力A
 - 二 供給条件
 - (ハ) 当社<u>または当該配電事業者</u>は、供給設備の状況により、イの使用 開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、 契約上電気を使用できる時間(以下「契約使用時間」といいます。)の 延長または短縮は行ないません。
 - (二) 契約使用時間以外の時間は、<u>当社または当該配電事業者が取り付ける</u> <u>ける</u>適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

ホ 料金

料金は、1月につき次の金額および別表1(再生可能エネルギー発電

促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

1契約につき 1.108円80銭

へその他

- (イ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の 供給をしゃ断する装置は、65(計量器等の取付け)(1)にいう区分装 置として取り扱うものといたします。
- (ロ) 45(供給の停止)(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、45(供給の停止)(3)へにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

(2) 深夜電力B

ハ 供給条件

(ハ) 当社は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の 範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長また

1契約につき <u>3,133円15銭</u>

へその他

- (イ) <u>当社または当該配電事業者</u>が取り付ける契約使用時間を区分し、 または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、 託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- (ロ) 45(供給の停止)(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、45(供給の停止)(3)口にいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。
- (2) 深夜電力B

ハ 供給条件

(ハ) 当社<u>または当該配電事業者</u>は、供給設備の状況により、イの使用 開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、 は短縮は行ないません。

(二) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

二料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表13(通電制御型夜間蓄熱式機器)に定める通電開始時刻が制御可能な貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器(以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。)を使用する場合は、料金は、基本料金および電力量料金の合計から(ハ)によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものに、別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)コによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)コによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

(口) 電力量料金

1キロワット時につき	10円27銭
------------	-------------------

契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

(二) 契約使用時間以外の時間は、<u>当社または当該配電事業者が取り付ける</u>適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

二料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発 電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦 課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80.300円を下回る場合は、 別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引い たものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価 格が80.300円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算 定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサル サービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離 島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定める離島基準燃料価格を下回 る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定 された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃 料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)口に定める離島 基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離鳥ユニバーサルサービス調 整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加え たものといたします。

(イ) 基本料金

(口) 電力量料金

1キロワット時につき	30円40銭
------------	--------

<u>(ハ) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額</u>

ホーその他

- (イ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外され、または 割引対象率が変更となったことにより、料金に変更があった場合は、 36(日割計算)に準じて日割計算をいたします。
- (ロ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合 の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづい て当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の 料金について適用いたします。
- (ハ) (イ)または35(料金の算定)(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。
- (二) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、65(計量器等の取付け)(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- (ホ) 50(制限または中止の料金割引)によって割引を行なう場合は、通 電制御型夜間蓄熱式機器割引額の割引対象額は、ニ(ハ)によって算 定された割引対象額から50(制限または中止の料金割引)による割 引額を差し引いたものといたします。
- (へ) 45(供給の停止)(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、45(供給の停止)(3)へにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。
- (十) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力 に準ずるものといたします。

(削除)

ホーその他

(<u>イ</u>) <u>当社または当該配電事業者が取り付ける</u>契約使用時間を区分し、 または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、 <u>託送約款等</u>にいう区分装置として取り扱うものといたします。

- (旦) 45(供給の停止)(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、45(供給の停止)(3)旦にいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。
- (<u>ハ</u>) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力 に準ずるものといたします。

28 第2深夜電力

(3) 供給条件

ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の

28 第2深夜雷力

(3) 供給条件

ハ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、(1)の使用開

範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

二 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

契約電力1キロワットにつき 220円00銭

始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約 使用時間の延長または短縮は行ないません。

二 契約使用時間以外の時間は、<u>当社または当該配電事業者が取り付ける</u>適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合、当社<u>または当該配電事業者</u>は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電 促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金 の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イに よって算定された平均燃料価格が80.300円を下回る場合は、別表2(燃 料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、 別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80.300円 を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調 整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イに よって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス 調整)(1)口に定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニ バーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサー ビス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調 整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサ ルサービス調整)(1)口に定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニ バーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

口 電力量料金

1キロワット時につき 8円48銭

(5) その他

- イ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供 給をしゃ断する装置は、65(計量器等の取付け)(1)にいう区分装置とし て取り扱うものといたします。
- ロ 45(供給の停止)(3)に定める事項については、農事用電力に準ずる ものといたします。この場合、45(供給の停止)(3)へにいう契約使用期 間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

29 融雪用電力

(3) 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について 23(低圧電力)(4)~に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、上記により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約 電力は、0.5 キロワットといたします。

(4) 供給条件

二 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電 促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金 の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増

口 電力量料金

1キロワット時につき

(5) その他

イ <u>当社または当該配電事業者が取り付ける</u>契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、<u>託送</u>約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

30円40銭

ロ 45(供給の停止)(3)に定める事項については、農事用電力に準ずる ものといたします。この場合、45(供給の停止)(3)口にいう契約使用期 間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

29 融雪用電力

(3) 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について 23(低圧電力)(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、上記により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約 電力は、0.5 キロワットといたします。

(4) 供給条件

二 契約使用時間以外の時間は、<u>当社または当該配電事業者が取り付ける</u>適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合、<u>当社または当該配電事業者</u>は原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電 促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金 の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増 しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基本料金

契約電力1キロワット	契約使用期間の最	2,189円00銭
につき	初の3月まで 3月超過	550円00銭

口 電力量料金

1キロワット時につき	
------------	--

ハ カ率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5(加重平均力率の 算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金 しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)エによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基本料金

 契約電力1キロワット	契約使用期間の最	2,545円40銭
	初の3月まで	<u> </u>
につき	3月超過	697円40銭

口 電力量料金

1キロワット時につき	28円67銭
------------	--------

ハ カ率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表4(加重平均力率の 算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金 を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6(進相用コンデンサ取付容量基準)の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみ なします。

(6) その他

- ロ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、65(計量器等の取付け)(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- ハ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切 断等の処置を行なうことがあります。
- 二 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本 料金は、その前後の力率にもとづいて、別表9(日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。
- ★ 45(供給の停止)(3)へに定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときには、契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含むものといたします。
- → その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に 準ずるものといたします。

を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、<u>進相用コンデンサ取付容量基準</u>の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

- ロ <u>当社または当該配電事業者が取り付ける</u>契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、<u>託送</u>約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- ハ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社<u>または当該配電</u> 事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

- 三 45(供給の停止)(3)に定める事項については、農事用電力に準ずる ものといたします。この場合、契約使用期間以外の期間に電気を使用さ れたときには、契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含む ものといたします。
- <u>ホ</u> その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に 準ずるものといたします。

31 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったもの とされる日といたします。

(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日(当社がお客 さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日[以下「検針の基準と

31 検針日

検針日は、次により、<u>当社または当該配電事業者が</u>実際に検針を行なった 日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日(当社<u>または</u> 当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の なる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。)に、各月ごとに 行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめ お知らせした日以外の日に検針することがあります。

(3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわない ことがあります。

なお、当社は、口の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客 さまの承諾をえるものといたします。 日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。)に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

(3) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月 ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客 さまの承諾をえるものといたします。

33 計量

- (1) 使用電力量は、原則として、記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。
- (3) 時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプランおよび低圧高 負荷契約における夜間蓄熱式機器の計量等について、従量電灯および深 夜電力または従量電灯および第2深夜電力の適用を受けているお客さま が契約種別を変更される場合等、技術的、経済的にやむをえず別計量を 希望される場合は、次によります。
 - イ お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし、料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに(1)により算定した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また、当社は、毎日午後11時から翌日の午前8時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について 通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただ し、通電時間の延長または短縮は行ないません。

33 計量

- (1) 使用電力量は、原則として、<u>託送約款等に定める</u>記録型計量器により供 給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。
- (3) 時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプランおよび低圧高 負荷契約における夜間蓄熱式機器の計量等について、従量電灯および深 夜電力または従量電灯および第2深夜電力の適用を受けているお客さま が契約種別を変更される場合等、技術的、経済的にやむをえず別計量を 希望される場合は、次によります。
 - イ お客さまと当社との協議が整った場合、当社または当該配電事業者 は、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に 計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、 専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただ くこととし、料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、電力 量計ごとに(1)により算定した各時間帯別の使用電力量を合算してえた 値といたします。また、当社または当該配電事業者は、毎日午後11時か ら翌日の午前8時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用い て電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社<u>または当該配電事業者</u>は、供給設備の状況により、当該夜 間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更す

- 口 イに該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当社は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、 適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。(この場合、当該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。)
 - なお、当社は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電 開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通 電時間の延長または短縮は行ないません。
- ハ イおよび口の場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付け た電力量計によって計量された使用電力量は、時間帯別電灯または電 灯ピークシフトプランの場合は夜間時間に、ファミリータイムの場合はナ イトタイムに使用されたものといたします。

34 使用電力量の算定等

- (5) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表8(使用電力量の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (6) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別 の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用 電力量は、別表8(使用電力量の協定)を基準として、お客さまと当社との 協議によって定めます。

ることがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

口 イに該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当社<u>または当該配電事業者</u>は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。(この場合、当該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。)

なお、当社<u>または当該配電事業者</u>は、供給設備の状況により、5時間 通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更すること があります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ハ イおよび口の場合で、当社<u>または当該配電事業者</u>が電気の供給を しゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量 は、時間帯別電灯または電灯ピークシフトプランの場合は夜間時間に、 ファミリータイムの場合はナイトタイムに使用されたものといたします。

34 使用電力量の算定等

- (5) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、<u>託送約款等に定めるところにより、</u>お客さまと当社との協議によって定めます。
- (6) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別 の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用 電力量は、<u>託送約款等に定めるところにより、</u>お客さまと当社との協議に よって定めます。

36 日割計算

- (1) 当社は、35(料金の算定)(1)イ、口またはハの場合は、次により料金を 算定いたします。
 - イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表9(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9(日割計算の基本算式)(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分、時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分ならびに電灯ピークシフトプランのオフピーク時間における料金適用上の電力量区分については、別表9(日割計算の基本算式)(1)口により日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9(日割計算の基本算式)(1)ニにより算定いたします。
- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表9(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。

37 料金の支払義務および支払期日

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当社が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で

36 日割計算

- 1) 当社は、35(料金の算定)(1)イ、口またはハの場合は、次により料金を 算定いたします。
 - イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表5(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。
 - 口 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表5(日割計算の基本算式)(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分、時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分ならびに電灯ピークシフトプランのオフピーク時間における料金適用上の電力量区分については、別表5(日割計算の基本算式)(1)口により日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表5(日割計算の基本算式)(1)ニにより算定いたします。
- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表5(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。

37 料金の支払義務および支払期日

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当社<u>または当該配電事業者</u>が検針の基準となる日に先だって 実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払 期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。 なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で 定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

38 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる 場合は、次によります。

38 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる 場合は、次によります。

40 保証金

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。
 - イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。 ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日 の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした 予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、 その期間は利息を付す期間から除きます。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

40 保証金

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは、その残額をお返しいたします。

42 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては 90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保 持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器 ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上 の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放 により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表6(進相用コンデンサ取付容量基準)を 基準として取り付けていただきます。

43 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地 または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理 由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきま す。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 78(保安に対するお客さまの協力)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (6) その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に 必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

42 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、<u>託送約款等に定めるところにより、</u>原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さま については85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器 ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上 の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放 により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、<u>進相用コンデンサ取付容量基準</u>を基準として取り付けていただきます。

43 需要場所への立入りによる業務の実施

当社<u>または当該配電事業者</u>は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合(需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。)には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社<u>もしくは当該配電事業者</u>の供給設備または 計量器等需要場所内の当社<u>もしくは当該配電事業者</u>の電気工作物の設 計、施工、改修または検査
- 2) <u>65(</u>保安に対するお客さまの協力)によって必要なお客さまの電気工作 物の検査等の業務
- (6) その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に 必要な業務または当社<u>もしくは当該配電事業者</u>の電気工作物にかかわる 保安の確認に必要な業務

44 電気の使用にともなうお客さまの協力

|4 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)、その他の法令等にしたがい、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

45 供給の停止

- (1) お客さまが<mark>次のいずれか</mark>に該当する場合には、当社は、そのお客さまに ついて電気の供給を停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を 要する場合
 - ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または 亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
 - ハ 64(引込線の接続)に反して、当社の電線路または引込線とお客さま の電気設備との接続を行なった場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。)には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
- (2) お客さまが発電設備等を当社<u>または当該配電事業者</u>の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)、その他の法令等にしたがい、当社<u>または当該配電事業者</u>の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

5 供給の停止

(1) お客さまが<u>託送約款等に定める供給の停止の理由</u>に該当する場合に は、当社<u>または当該配電事業者</u>は、そのお客さまについて電気の供給を停 止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社<u>または当社の求め</u> に応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止す なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

ハ この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務 (延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生 ずる金銭債務をいいます。) を支払われない場合

- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - 二 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
 - ★ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
 - へ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用された とき。
 - → 43(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して、当社の係員の 立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ★ 44(電気の使用にともなうお客さまの協力)によって必要となる措置 を講じられない場合
- (4) お客さまがその他この離島約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

ることがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- ハ 料金以外の債務を支払われない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない 場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さ まについて電気の供給を停止することがあります。
 - <u>イ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途</u> <u>に電気を使用されたとき。</u>
 - <u>ロ</u>農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
- (4) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社<u>または当該配電事業者</u>は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - 二 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
 - 並 43(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して、当社または当 該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否 された場合
 - △ 44(電気の使用にともなうお客さまの協力)によって必要となる措置 を講じられない場合
- (<u>5</u>) お客さまがその他この離島約款に反した場合には、当社ま<u>たは当社の求めに応じた当該配電事業者</u>は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

46 供給停止の解除

45(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

47 供給停止期間中の料金

45(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を36(日割計算)により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、公衆街路灯および深夜電力Aのお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

48 違約金

(1) お客さまが45(供給の停止)(3) ロからへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

49 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客 さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

46 供給停止の解除

45(供給の停止)によって<u>当社または当該配電事業者が</u>電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、<u>託送約款等に定めるところにより、</u>当社<u>または当該配電事業者</u>は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

47 供給停止期間中の料金

45(供給の停止)によって<u>当社または当該配電事業者が</u>電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を36(日割計算)により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、公衆街路灯および深夜電力Aのお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

48 違約金

- (1) お客さまが45(供給の停止)(3)<u>イから口まで、(4)口から二までまたは</u> <u>託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由</u>に該当し、その ために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その 免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- 49 供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社<u>または当該配電事業者</u>は、<u>託送約款等に定めるところにより、</u>供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

- ハ 非常変災の場合
- ニ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さ まにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りでは ありません。

50 制限または中止の料金割引

(1) 当社は、49(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって、 定額電灯、従量電灯、時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフト プラン、低圧高負荷契約、低圧電力および低圧季節別時間帯別電力に対 する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した 場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が お客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引い たしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯Aについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、また、時間帯別電灯、ファミリータイムおよび電灯ピークシフトプランで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。)といたします。ただし、35(料金の算定)(1)イ、口またはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強 のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう 制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の 1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中

50 制限または中止の料金割引

(1) 当社<u>または当該配電事業者が</u>、49(供給の中止または使用の制限もしくは中止)によって、定額電灯、従量電灯<u>および</u>低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、<u>当社は、</u>次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯Aについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、低圧電力については基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。)といたします。ただし、35(料金の算定)(1)イ、口またはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強 のための工事の必要上当社<u>または当該配電事業者</u>がお客さまに3日前ま でにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に 止の時間といたします。

(3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力、農事用電力、深夜電力、第2深夜電力、治よび融雪用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし、深夜電力、第2深夜電力および融雪用電力の割引対象時間は、契約使用時間といたします。

入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の 工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力<u>および</u>農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

51 損害賠償の免責

(1) 49(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

51 損害賠償の免責

(1) 49(供給の中止または使用の制限もしくは中止)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

52 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
- (2) 亡失または修理不可能の場合

52 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
 - イ 修理可能の場合
 - ロ 亡失または修理不可能の場合
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

55 需給契約の廃止

(1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了さ

55 需給契約の廃止

(1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当社または当該配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃 せるための適当な処置を行ないます。

- (2) 需給契約は、57(解約等)および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - ロ 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により 需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終 了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

56 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費 の精算

お客さま(定額電灯、従量電灯A、臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力、深夜電力および第2深夜電力のお客さまを除きます。)が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで 需給契約を廃止しようとされる場合
 - ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたこと にともない新たに施設した供給設備について、72(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 を申し受けます。

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契

止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

- (2) 需給契約は、57(解約等)および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - ロ 当社<u>または当該配電事業者</u>の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により<u>当社または当該配電事業者が</u>需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

56 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費 の精算

お客さま(定額電灯、従量電灯A、臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力、深夜電力および第2深夜電力のお客さまを除きます。)が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで 需給契約を廃止しようとされる場合
 - ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたこと にともない新たに施設した供給設備について、<u>次の金額</u>を申し受けます。
 - (イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と 既に申し受けた工事費負担金との差額
 - (ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところ により、当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額
- (2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契

約を廃止しようとされる場合

- ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、72(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。
- (3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで 契約容量または契約電力を減少しようとされる場合
 - ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う 部分について、72(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と 既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

- (4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合
 - ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う 部分について、72(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と 既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

約を廃止しようとされる場合

- ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにとも ない新たに施設した供給設備について、次の金額を申し受けます。
- (イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と 既に申し受けた工事費負担金との差額
- (ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところ により、当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額
- (3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで 契約容量または契約電力を減少しようとされる場合
 - ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う 部分について、次の金額を申し受けます。
 - (イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と 既に申し受けた工事費負担金との差額
 - (ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところ により、当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額
- (4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合
 - ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う 部分について、次の金額を申し受けます。
 - (イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と 既に申し受けた工事費負担金との差額
 - (ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところ により、当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額

57 解約等

(1) 45(供給の停止)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、 需給契約を解約することがあります。

57 解約等

(1) 45(供給の停止)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社<u>また</u> <u>は当該配電事業者</u>の定めた期日までにその理由となった事実を解消され ない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

- なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、55(需給契約の廃止)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、 当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅する ものといたします。
- なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、55(需給契約の廃止)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、 当社<u>または当該配電事業者</u>が需給を終了させるための処置を行なった日 に需給契約は消滅するものといたします。

VII 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいいます。)は、当社 の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
 - イ 山間地にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあって将来に おいても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を 供給する場合
 - ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
 - → 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
 - 二 61(地中引込線)(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
 - ホーその他特別の事情がある場合
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま(共同引込みにより電気の供給を受ける複数の お客さまを含みます。)のみのためにお客さまの土地または建物に施設す る引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無

VII 供給方法、工事および工事費の負担

- 59 供給方法、工事および施設
- (1) 電気の需給地点は、当社<u>もしくは当該配電事業者</u>の<u>供給設備</u>とお客さ まの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによりま す。
- (3) 当社の託送約款等に定めるところにより、契約者の負担で施設し、また は取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの 所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、(3)にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

償で提供していただきます。

(4) 付帯設備((3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

60 架空引込線

- 61 地中引込線
- 62 連接引込線等
- 63 中高層集合住宅等への供給方法
- 64 引込線の接続
- 65 計量器等の取付け
- 66 専用供給設備

₩ 工事費の負担

- 67 一般供給設備の工事費負担金
- 68 特別供給設備の工事費負担金
- 69 供給設備を変更する場合の工事費負担金
- 70 特別供給設備等の工事費の算定

71 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。 ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、 需給開始日までに申し受けます。

(削除)

0 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の 供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、実費または実費 相当額(以下「工事費負担金等」といいます。)を算定し、その金額を原則 として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当社の託送約款等に定めるところにより、工事費負担金等の精算を行 なう場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- 3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは

- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を 作成いたします。
- (3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。
 - イ 67(一般供給設備の工事費負担金)にもとづき算定される場合は、次 に該当するとき。
 - (イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合
 - (ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合
 - ロ 68(特別供給設備の工事費負担金)(67〔一般供給設備の工事費負

変更される場合は、当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工 事費負担金等の申受けおよび精算は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、 次のとおりといたします。
 - イ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
 - ロ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、 当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
 - ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまた は変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の 託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請 求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。
- 61 工事費負担金等に関する契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金等に関する必要な事項について、工事着手前に契約書を作成いたします。

担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。)および69(供給設備を変更する場合の工事費負担金)にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (イ) 設計変更により、電柱(鉄塔、鉄柱を含みます。)、電線および変圧 器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の 変更(低圧引込線を除きます。)の差異が5パーセントをこえる場合
- (ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合(設計 から払出しまでの期間が短いときを除きます。)
- (ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場 合
- (4) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の 供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内 にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込み をされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工 事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえ た値をこえる部分を超過こう長として算定される67(一般供給設備の工事 費負担金)の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

72 臨時工事費 (削除) - 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の 申受け ¥ 保安 Ⅷ 保安 62 保安の責任 74 保安の責任 当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当 当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地 社の電気工作物について、保安の責任を負います。 点に至るまでの供給設備(当社または当該配電事業者が所有権を有さない 設備を除きます。)および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業 者の電気工作物について、保安の責任を負います。 63 調査 75 調査 ← 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準 当社または当該配電事業者は、法令および託送約款等に定めるところによ に適合しているかどうかを調査いたします。 り、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたし なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。 ます。 (2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められ る場合には、その一部を省略することがあります。 べき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果 を、お客さまにお知らせいたします。 なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等

76 調査等の委託

翌 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が 完成したとき、すみやかにその旨を当社または<mark>登録調査機関</mark>に通知してい ただきます。
- (2) 当社は、75(調査)(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、 お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

78 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物 に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれが あると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、また は異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に 影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

(削除)

64 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が 完成したとき、すみやかにその旨を当社、<u>当該配電事業者</u>または<u>経済産業</u> 大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社<u>または当該配電事業者</u>は、<u>63</u>(調査)により調査を行なうにあたり、 必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示して いただきます。

65 保安に対するお客さまの協力

- (1) <u>託送約款等に定めるところにより、</u>次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社<u>または当該配電事業者</u>に通知していただきます。この場合には、当社<u>または当該配電事業者</u>は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社<u>または当該配</u> <u>電事業者</u>の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは 故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社<u>または当該配電</u>事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社<u>または当該配電事業者</u>の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備等を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社<u>または当該配電事業者</u>に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社<u>または当該配電事業者</u>の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社<u>または当該配電事業者</u>に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるとき

Γ	
	には、当社 <u>または当該配電事業者</u> は、お客さまにその内容の変更をしてい
	ただくことがあります。
<mark>翌</mark> 検査または工事の受託	<u>66</u> 検査または工事の受託
(1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことが	(1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事
できます。	<u>業者</u> に申し込むことができます。
(2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないま	(2) (1)の申込みを受けた場合には、当社または当該配電事業者は、すみや
す。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽	かに検査を行ないます。この場合には、当社 <u>または当該配電事業者</u> は、検
易なものについては、無料とすることがあります。	査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とす
(3) お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことが	ることがあります。
できます。	(3) お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事
	<u>業者</u> に申し込むことができます。
(4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたしま	(4) (3)の申込みを受けた場合には、当社または当該配電事業者は、できる
す。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損	限りこれを受託いたします。受託したときには、当社 <u>または当該配電事業</u>
傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費(消耗品を除きま	煮 は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の
す。)のみを申し受けます。	軽易なものについては、材料費(消耗品を除きます。)のみを申し受けま
	す。
80 自家用電気工作物	67 自家用電気工作物
(1) 75 (調査)	(1) <u>63</u> (調査)
(2) 76(調査等の委託)	
(<mark>-3</mark>) 77 (調査に対するお客さまの協力)	(<u>2</u>) <u>64</u> (調査に対するお客さまの協力)
(4) 79 (検査または工事の受託)	(3) 66(検査または工事の受託)
附則	附則
1 この離島約款の実施期日	1 この離島約款の実施期日
この離島約款は、 2022年4月12日 から実施いたします。	この離島約款は、 <u>2023年4月1日</u> から実施いたします。
	<u></u>

3 口座振替割引契約のお客さまについての特別措置

(1) 適用条件

イ 従量電灯、時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプランま たは低圧高負荷契約として電気の供給を受け、次のいずれにも該当す る方法により料金を支払っていただくことが可能であり、かつ、この特別 措置の適用の申出がある場合に、当分の間、適用いたします。

(イ) 料金の支払方法

- 報報報告を当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して振り替えること(以下「口座振替」といいます。)。
- b 口座振替が支払義務発生日から当社の指定する1回目の振替日 で完了すること。

(ロ) 料金の振替結果のお知らせ

口 この離島約款実施の際現に変更前の離島供給約款〔低圧用〕(以下 「旧離島約款」といいます。)附則4(口座振替割引契約のお客さまについての特別措置)の適用を受けている場合には、イにかかわらず、この特別措置を適用いたします。

(2) 料金

イ 各月の料金は、前月の料金を(1) 代に定める方法により支払われた場合には、次の算式により算定された金額から口の口座振替割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

従量電灯、時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプランま たは低圧高負荷契約によって料金として算定された金額 - 再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額

口 口座振替割引額

口座振替割引額は、1月につき次の金額といたします。

なお、口座振替割引額は、従量電灯、時間帯別電灯、ファミリータイ

3 口座振替割引契約のお客さまについての特別措置

(1) 適用条件

従量電灯として電気の供給を受け、次のいずれにも該当する方法により 料金を支払っていただくことが可能であり、かつ、この特別措置の適用の 申出がある場合に、当分の間、適用いたします。

イ 料金の支払方法

- (イ) 料金を当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して振り替えること(以下「口座振替」といいます。)。
- (ロ) 口座振替が支払義務発生日から当社の指定する1回目の振替日で 完了すること。
- □ 料金の振替結果のお知らせ

(2) 料金

イ 各月の料金は、前月の料金を(1)に定める方法により支払われた場合 には、次の算式により算定された金額から口の口座振替割引額を差し 引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された 金額を加えたものといたします。

従量電灯によって料金として算定された金額 - 再生可能エネルギー 発電促進賦課金として算定された金額

口 口座振替割引額

口座振替割引額は、1月につき次の金額といたします。

なお、口座振替割引額は、従量電灯によって料金として算定された金

ム、電灯ピークシフトプランまたは低圧高負荷契約によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。

額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。

4 料金前払契約のお客さまについての特別措置

(1) 適用範囲

- ← 定額電灯または公衆街路灯Aとして電気の供給を受け、料金を口座 振替により支払われ、かつ、この特別措置の適用の申出がある場合に、 当分の間、適用いたします。
- ロ この離島約款実施の際現に旧離島約款附則5(料金前払契約のお客 さまについての特別措置)の適用を受けている場合には、イにかかわら ず、この特別措置を適用いたします。

4 料金前払契約のお客さまについての特別措置

(1) 適用範囲

定額電灯または公衆街路灯Aとして電気の供給を受け、料金を口座振替により支払われ、かつ、この特別措置の適用の申出がある場合に、当分の間、適用いたします。

5 低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置

(1) 適用範囲

- イ 低圧電力、低圧高負荷契約または低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転(以下「蓄熱運転」といいます。)によって、(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、この特別措置の適用の申出がある場合に、当分の間、適用いたします。
- ロ この離島約款実施の際現に旧離島約款附則6(低圧蓄熱調整契約の お客さまについての特別措置)の適用を受けている場合には、イにかか わらず、この特別措置を適用いたします。

(3) 料金

各月の料金は、低圧電力、低圧高負荷契約または低圧季節別時間帯別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計からイによって算定された金額(以下「蓄熱割引額」といいます。)を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたもの

5 低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置

(1) 適用範囲

低圧電力<u>または</u>低圧高負荷契約として電気の供給を受け、<u>かつ、この離島的款実施の際現に変更前の離島等供給約款〔低圧用〕附則5(低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置)の適用を受けている</u>場合に、当分の間、適用いたします。

(3) 料金

各月の料金は、低圧電力<u>または</u>低圧高負荷契約によって算定された基本料金および電力量料金の合計からイによって算定された金額(以下「蓄熱割引額」といいます。)を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

といたします。

イ 蓄熱割引額

(ハ) 低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

口 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、(4)によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等(蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。)の夜間時間における使用電力量(以下「夜間使用電力量」といいます。)といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量(以下「控除電力量」といいます。)が含まれる場合は、夜間使用電力量からいによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定める ことがあります。

- 二 蓄熱割引率
- (イ) 低圧電力として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.466
その他季蓄熱割引率	0.416

(ロ) 低圧高負荷契約として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.499
その他季蓄熱割引率	0.452

(ハ) 低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

- (5) 自動制御等により蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転を行なう 場合の取扱い
 - イ 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の各月の料金は、 低圧電力、低圧高負荷契約または低圧季節別時間帯別電力によって算

イ 蓄熱割引額

(削除)

口 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、(4)によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等(蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。)の夜間時間における使用電力量(以下「夜間使用電力量」といいます。)といたします。ただし、夜間使用電力量に<u>蓄熱式負荷設備の</u>蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量(以下「控除電力量」といいます。)が含まれる場合は、夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定める ことがあります。

- 二 蓄熱割引率
- (イ) 低圧電力として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	<u>0.186</u>
その他季蓄熱割引率	<u>0.105</u>

(ロ) 低圧高負荷契約として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	<u>0.250</u>
その他季蓄熱割引率	0.216

(削除)

- (5) 自動制御等により蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転を行なう場合の取扱い
 - イ 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の各月の料金は、 低圧電力または低圧高負荷契約によって算定された基本料金および電

定された基本料金および電力量料金の合計から(3)イによって算定された蓄熱割引額およびホによって算定された金額(以下「蓄熱ピーク調整割引額」といいます。)を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

力量料金の合計から(3)イによって算定された蓄熱割引額およびホによって算定された金額(以下「蓄熱ピーク調整割引額」といいます。)を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

6 延滞利息についての特別措置

延滞利息は、39(延滞利息)(2)で算定した金額にかかわらず、当分の間、 延滞利息対象額に3パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものと いたします。

6 延滞利息についての特別措置

定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または 農事用電力として電気の供給を受けている場合、延滞利息は、39(延滞利息)(2)で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に3パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。

7 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

- (1) 30分ごとに計量することができない計量器(「記録型計量器以外の計量器」といいます。)で計量する場合の使用電力量等は次のとおりといたします。
 - へ 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表8(使用電力量の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、35(料金の算定)(1) イ、口またはハのときは、次により電力量料金、再生可能エネルギー発電促 進賦課金<mark>および27(深夜電力)(2)=(ハ)の通電制御型夜間蓄熱式機器</mark> 割引額を算定いたします。
 - ハ 27(深夜電力)(2)=(ハ)の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、 日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(7)ハにより算定 いたします。
 - ─ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
 - ★ 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の 確認をいたします。

7 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

- (1) 30分ごとに計量することができない計量器(「記録型計量器以外の計量器」といいます。)で計量する場合の使用電力量等は次のとおりといたします。
 - へ 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合 には、料金の算定期間の使用電力量は、<u>託送約款等に準じて</u>お客さまと 当社との協議によって定めます。
- 2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、35(料金の算定)(1) イ、口またはハのときは、次により電力量料金<u>および</u>再生可能エネルギー 発電促進賦課金を算定いたします。

- ハーイおよび口によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- <u>二</u> 日割計算をする場合には、<u>当社または当該配電事業者は、</u>必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

- (7) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、日割計算に応じて電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金<mark>および27(深夜電力)(2)ニ(ハ)の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額</mark>を算定するときは、次のとおりといたします。
 - ハー日割計算に応じて27(深夜電力)(2)ニ(ハ)の通電制御型夜間蓄熱 式機器割引額を算定する場合

計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量を料金に変更が あった日の前後の期間の日数に契約電力を乗じた値の比率であん分し てえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 (7) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、日割計算に応じて電力 量料金<u>および</u>再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定するときは、次 のとおりといたします。

8 この離島約款の実施にともなう切替措置

2023年4月1日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、35(料金の算定)および36(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

なお、電力量料金は、料金の算定期間における2023年4月1日の前後それぞれの期間の使用電力量により算定いたします。

別表

- 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金
- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ 当社の事務所に掲示いたします。

別表

- 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金
- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ<u>イ</u>ンターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

2 燃料費調整

- (1) 燃料費調整額の算定
 - イ 平均燃料価格

- 口 燃料費調整単価
- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合
- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回り、かつ、39,000円以下の場合

2 燃料費調整

- (1) 燃料費調整額の算定
 - イ 平均燃料価格
 - (イ) 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力 力および農事用電力
 - (ロ) 時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、低圧 高負荷契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜電力 および融雪用電力

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

- A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
- B = <u>各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価</u> B = _枚
- C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
- $\alpha = 0.0406$
- $\beta = 0.0982$
- $\gamma = 1.2015$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- 口 燃料費調整単価
- (イ) 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力 力および農事用電力
 - a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合
 - **b** 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回り、かつ、39,000円以下の場合

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が39,000円を上回る場合

(2) 基準単価

イ 定額制供給の場合

(へ) 深夜電力A

1契約につき 24円53銭0厘

ロ 従量制供給の場合

(ロ) (イ)以外の場合

(3) 燃料費調整単価等の<mark>掲示</mark>

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価を当社の事

- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が39,000円を上回る場合
- (ロ) 時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、低圧 高負荷契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜電力 および融雪用電力
 - <u>a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合</u> (2)の基準単価

燃料費調整単価=(80,300円-平均燃料価格)×

1,000

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回る場合

(2)の基準単価

燃料費調整単価=(平均燃料価格-80,300円)×

1.000

- (2) 基準単価
 - イ 定額制供給の場合
 - (へ) 深夜電力A

1契約につき

21円23銭0厘

- ロ 従量制供給の場合
- (ロ) <u>従量電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯C、低圧電力、臨時電力お</u> よび農事用電力
- (ハ) 時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、低圧 高負荷契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜電力 および融雪用電力

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき

21銭2厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価をインター

務所に掲示 いたします。	ネットを利用する方法等によりお知らせいたします。
	3 離島ユニバーサルサービス調整
	(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定
	<u>イ 離島平均燃料価格</u>
	原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の
	輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された
	値といたします。
	なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、
	10円の位で四捨五入いたします。
	離島平均燃料価格 $=A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$
	A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価 格
	△ <u>格</u> <u>B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス</u> <u>価格</u>
	<u>C</u> =各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
	$\alpha = 1.0000$
	$\beta = 0.0000$
	$\gamma = 0.0000$
	なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの
	平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たり
	の平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で
	四捨五入いたします。
	口 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79.300円 といたします。 ハ 離島調整上限燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、 119,000円といたします。 ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式 によって算定された値といたします。 なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端 数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下 回る場合 離島ユニバーサル = (離島基準燃料価格-離島平均燃料価格) (2)の離島基準単 1.000 (ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上 回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合 離島ユニバーサル = (離島平均燃料価格-離島基準燃料価格) (2)の離島基準単 1.000 (ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価 格を上回る場合 離島ユニバーサル = (離島調整上限燃料価格-離島基準燃料価格)

(2)の離島基準単

× <u>価</u> 1,000

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサー ビス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたしま す。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整 単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの	その年の5月の検針日から6月の
期間	検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの	その年の6月の検針日から7月の
期間	検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの	その年の7月の検針日から8月の
期間	検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの	その年の8月の検針日から9月の
期間	検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの	その年の9月の検針日から10月
期間	の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの	その年の10月の検針日から11月
期間	の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの	その年の11月の検針日から12月
期間	<u>の検針日の前日までの期間</u>
毎年8月1日から10月31日までの	その年の12月の検針日から翌年

期間	の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの	翌年の1月の検針日から2月の検
期間	針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日まで	翌年の2月の検針日から3月の検
<u>の期間</u>	針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日	翌年の3月の検針日から4月の検
までの期間	<u>針日の前日までの期間</u>
毎年12月1日から翌年の2月28	
日までの期間(翌年が閏年となる	翌年の4月の検針日から5月の検
場合は、翌年の2月29日までの期	針日の前日までの期間
<u>間)</u>	

- (ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるもの といたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する 検針区域の検針日といたします。
- へ 離島ユニバーサルサービス調整額
- (イ) 深夜電力A

離島ユニバーサルサービス調整額は、二によって算定された各離 島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ロ) 時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、低圧高 負荷契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜電力およ び融雪用電力

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に二 によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して 算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値と

し、次のとおりといたします。

イ 深夜電力A

離島基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき

<u>11銭0厘</u>

ロ 時間帯別電灯、ファミリータイム、電灯ピークシフトプラン、低圧高負荷契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜電力および融雪用電力

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき

1厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(削除)

- 3 契約負荷設備の総容量の算定
- 4 負荷設備の入力換算容量

5 加重平均力率の算定

- (2) 低圧高負荷契約における加重平均力率は、(1)にかかわらず、次のとおりといたします。
 - ロ 動力の力率は、次のとおりといたします。
 - (イ) 23(低圧電力)(4)イに準じて動力の基準電力を算定する場合は、 電気機器の力率をそれぞれの入力によって次の算式により加重平均 してえた値といたします。この場合、電気機器の力率は、別表6(進相 用コンデンサ取付容量基準)の基準に適合した容量の進相用コンデン サが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないも

4 加重平均力率の算定

- (2) 低圧高負荷契約における加重平均力率は、(1)にかかわらず、次のとおりといたします。
 - ロ 動力の力率は、次のとおりといたします。
 - (イ) 23(低圧電力)(4)イに準じて動力の基準電力を算定する場合は、 電気機器の力率をそれぞれの入力によって次の算式により加重平均 してえた値といたします。この場合、電気機器の力率は、<u>進相用コンデンサ取付容量基準</u>の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り 付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについ

のについては80パーセント、電熱器については100パーセントといた ては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。 します。 (削除) 契約容量および契約電力の算定方法 使用電力量の協定 日割計算の基本算式 日割計算の基本算式 (1)日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 ロ 料金適用上の電力量区分等を日割りする場合 ロ 料金適用上の電力量区分等を日割りする場合 時間帯別電灯、ファミリータイムおよび電灯ピークシフトプランにお (削除) ける5時間通電機器割引額または通電制御型蓄熱式機器割引額 日割りする場合 (赤) ファミリータイムにおける電化住宅割引上限額を日割りする場合 ファミリータイムにおける電化住宅割引上限額を日割りする場合 (A) 臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの電力量区分を日割りする場合 (太) 臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの電力量区分を日割りする場合 (→) (イ)、(ロ)、(ハ)または(ヘ)によって算定された最低料金適用電力 (へ) (イ)、(ロ)、(ハ)または(ホ)によって算定された最低料金適用電力 量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位 量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位 は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入い は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入い たします。 たします。 (チ) 35(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)。 (ト) 35(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ) (ホ)および(へ)の および(ホ)の 日割計算対象日数は、日割計算対象日数 日割計算対象日数は、日割計算対象日数 検針期間の日数 検針期間の日数 暦日数 といたします。 といたします。 (6) 供給停止期間中の5時間通電機器割引額および通電制御型蓄 器割引額については、「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日

割計算をいたします。

なお、この場合、5時間通電機器割引額および通電制御型蓄熱式機器

割引額は、まったく電気を使用しない場合のものといたします。	
10 夜間蓄熱式機器 (2) (1)の「主として毎日午後11時から翌日の午前8時までの時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。 ロ 33(計量)(3)イまたは口の場合で、当社が毎日午後11時から翌日の午前8時までの時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合	6 夜間蓄熱式機器 (2) (1)の「主として毎日午後11時から翌日の午前8時までの時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。 ロ 33(計量)(3)イまたは口の場合で、当社または当該配電事業者が毎日午後11時から翌日の午前8時までの時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合
11 オフピーク蓄熱式電気温水器	7 オフピーク蓄熱式電気温水器
12 通電制御型蓄熱式機器 13 通電制御型夜間蓄熱式機器 14 標準設計基準	(削除)

3 料金の算出の根拠

料金の算出の根拠

料金率は、当社の供給区域(離島を除く。)において小売電気事業者により行なわれると見込まれる小売供給に係る料金の水準と同程度となるよう、当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者 (中国電力株式会社) が特定小売供給約款等に定める低圧で電気の供給を受ける場合の料金率と同様といたしました。